

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	37 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	117 件
国民年金関係	59 件
厚生年金関係	58 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年7月まで
② 平成4年9月から5年1月まで

私の両親は、平成6年に私の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年8月ごろに払い出されており、同年9月に当該期間直前の平成4年8月の保険料を過年度納付するとともに、6年4月から同年8月までの保険料を現年度納付し、同年10月に9月の保険料を現年度納付していることがオンライン記録から確認でき、いずれの時点でも申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、また、6年12月に当該期間直後の5年2月から6年3月までの保険料を過年度納付するとともに、6年10月から同年12月までの保険料を現年度納付していることがオンライン記録から確認できるが、当該納付時点では4年11月までさかのぼって保険料を過年度納付することが可能であり、先に経過した納付可能な月分の保険料を未納のままにしておくのは不自然であること、申立人の母親は国民年金制度発足当時から60歳到達時まで保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、母親は加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、父親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、上記の申立人の手帳記号番号払出時点では、当該期間の大部分が、

初回納付時の6年9月時点では当該期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から5年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月

私は、平成8年5月から勤めた会社の経理担当者に指摘されたことから、区役所で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、平成8年5月に現在居住している区に転居後、同年同月から同年9月までの間に申立期間の保険料を納付したと説明しており、同時期に転入手続を行っていることが確認できること、申立人が所持する年金手帳には、申立期間が第1号被保険者であることが記載されており、申立期間の国民年金への切替手続が行われていることが確認できること、上記の転入手続時点では申立期間の保険料を区役所で現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から同年3月まで
② 平成11年4月及び同年5月

私は、退職後の平成8年9月から再就職直前の11年5月までの国民年金保険料を納付し続けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への3回の種別変更手続を適切に行っており、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間は3か月と短期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間直前の平成9年4月から同年12月までの保険料を10年2月に一括納付し、直後の同年4月から11年3月までの保険料を10年4月に前納していることが確認でき、それぞれの納付時点において、当該期間の保険料は現年度納付することが可能である上、上記の納付状況から申立人は保険料の納付に努めていたものと推認され、あえて当該期間に係る保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、当該期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人は申立期間当時について、短期雇用ではあったが数社の金融機関等に勤めており、月収も十分に保険料納付に困ることは無かったと説明しており、生活状況に大きな変化も認められないなど、当該期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、

平成13年6月7日に過年度納付書が作成されていることから、当該期間内の保険料のうち、時効期間内の11年5月分に係る過年度納付書が作成されたものと考えられ、当該過年度納付書が作成されるまで同年5月の保険料は納付されていなかったものと推認されること、申立人は、当該過年度納付書により同年5月の保険料を納付した記憶が曖昧^{あいまい}であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 37 年ごろ、国民年金の加入手続をした時、区の職員に前年の国民年金保険料を納めるように言われたので、そのとおりに銀行で納付した。また、昭和 37 年 4 月からは、定期的に集金に来る区の職員に保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人は、同年 4 月から 60 歳に至るまで国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 37 年 9 月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、金融機関で納付したとする納付方法は過年度納付を行う場合の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時の保険料の納付方法は、国民年金手帳を使用する印紙検認方式であったが、申立人は国民年金手帳を交付された記憶並びに当該期間の保険料額及び徴収頻度についての記憶が曖昧である。また、当該期間中の 41 年 11 月に、申立人が当時居住していた区において住民票が職権消除されていること、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿には不在処理された旨の記載があることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年1月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和59年4月から60年3月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から57年9月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで

私は、国民年金加入後は国民年金保険料を納付してきた。離婚後は経済的に苦しくなったため、市役所で申請免除の手続きを行い、その後もずっと申請免除の手続きをしていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、③が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、国民年金に加入した昭和44年4月以降、54年12月までの国民年金保険料を納付しており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、この間の複数回の住所変更手続きをいずれも適切に行っており、また、申立期間①は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、申立人は、当該期間直前の昭和57年10月から59年3月まで申請免除を受けており、直後の60年4月から平成7年11月までの期間も毎年申請免除を受けているほか、当該期間当時は「国民年金保険料申請免除事務の簡素化について」により免除申請の3年分一括受付が可能であったことから、当該期間の保険料が免除ではなく未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から 57 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。また、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年12月まで

私は、夫婦一緒に国民年金の加入手続をした際、夫婦の未納期間分の国民年金保険料として、一人当たり3万円ぐらいの保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年9月に払い出されており、当該時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であったこと、申立人は国民年金の加入手続時に、区の職員から説明を受け、納付できる期間の保険料をまとめて納付したと説明しており、納付したとする金額は、49年7月から51年3月までの過年度分保険料及び現年度分保険料の合計額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年7月から49年6月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで
私は、送付された納付書で、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付した。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が保険料と一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、送付された納付書により年に4回、区の出張所で保険料を納付していたと説明しており、当該区の当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から53年3月まで
私は、結婚後、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はすべて夫の分と一緒に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの期間については、申立人の現在所持する国民年金手帳の記号番号は53年7月ごろ、夫の手帳記号番号の払出しと同時期に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人が保険料をすべて一緒に納めていたとする申立人の夫は、当該期間の保険料について過年度納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年1月から52年9月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、一緒に納付したとする夫も当該期間の保険料は未納であること、手帳記号番号払出時点で、51年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間であること、夫は、当該期間のうち52年7月から9月までの期間の保険料について、時効期間経過後納付を理由に55年4月10日に還付決定が行われ、還付金の支払いを受けていることが申立人の所持する還付整理簿の写しから確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月、59 年 12 月及び 60 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月
② 昭和 55 年 5 月から 59 年 4 月まで
③ 昭和 59 年 12 月及び 60 年 1 月
④ 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳の時に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。途中で加入をやめたことはなく、仕事を退職した時も間違いなく区役所で国民年金の加入手続を行って保険料を納付した。申立期間①及び③の保険料が未納で、申立期間②及び④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、1 か月及び 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き 60 歳に至るまで、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①直前の保険料は納付済みであり、申立期間③直前の昭和 59 年 10 月及び同年 11 月の保険料が充当処理された時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格を、申立期間②直前の昭和 55 年 5 月 2 日に喪失し、直後の 59 年 5 月 12 日に取得しており、また、厚生年金保険への加入に伴い 60 年 2 月 1 日に喪失し、申立期間④直後の 61 年 4 月 1 日に取得している旨の記載があることから、申立期間②及び④は未加入期

間であり、納付書が発行されないため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月、59年12月及び60年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年3月まで
② 昭和61年4月から62年9月まで

私の元妻は、私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は9か月と短期間であり、申立人は、当該期間の前後の期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付しており、保険料を納付していたとする元妻の当該期間の保険料は納付済みである。

また、特殊台帳及び申立人が居住していた市の被保険者名簿により、申立人は、当該期間後の昭和54年7月から57年7月までの厚生年金保険加入期間について国民年金保険料を納付したため、54年7月及び同年8月分の納付済保険料は54年4月及び同年5月分の保険料に充当され、54年9月以降の納付済保険料は還付されていることが確認できる。過誤納保険料の充当処理については、時効期間が経過していない過年度の未納保険料に充当することとされていることから、上記の充当処理がなされた時期は、55年5月から56年7月までの間に行われたと推測されるが、付加保険料はさかのぼって納付することができないにもかかわらず付加保険料を含めた保険料の充当処理が行われていること、充当処理が行われたにもかかわらずその後も継続して厚生年金保険加入期間中に国民年金保険料が納付されていること、特殊台帳に記載された還付金額は、還付期間の保険料額と相違することなど、充当及び還付処理に不自然な点が認められる。

当該期間の保険料は当初未納であったことがうかがわれるが、過誤納保険料の充当及び還付処理は適切に行われるべきであり、昭和 55 年 10 月までであれば充当処理において時効の制約がなかったことを考え合わせれば、充当及び還付処理の時点で、当該期間の定額保険料について過誤納保険料からの充当が行われたものとするのが相当である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の元妻は、当時の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、当該期間のうち昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの期間は、元妻の保険料も未納である。

また、被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人及び元妻の当該期間前後の保険料の納付日は異なっていることが確認でき、申立人の当該期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の保険料は、同年 12 月に過年度納付されているが、当該過年度納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、20歳時の平成4年4月に払い出されており、オンライン記録から、申立人は同月から保険料の納付を開始し、おおむね毎月納付していること、5年2月10日に過年度保険料納付書が作成されていることが確認でき、申立人の母親は、当該納付書を受け取っていたと考えられるほか、この時期に現年度保険料の納付も行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月
② 平成3年3月

私は、平成2年4月に会社を退職した後は自営業を営んでおり、しばらくしてから国民年金に加入した。加入時点で未納であった分の国民年金保険料は、妻がさかのぼって納付書で納付し、以後の保険料は口座振替により納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月に国民年金に加入して、会社を退職した2年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付しており、同年4月以降、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立期間①及び②はいずれも1か月と短期間である。

また、申立期間①については、直前の平成2年11月の保険料が過年度納付された時点で、過年度納付することが可能な期間であり、申立期間②については、直前の3年2月の保険料が過年度納付された時点及び直後の同年4月の保険料が現年度納付された時点で、過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間を含め婚姻後の保険料がすべて納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 40 年 8 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 39 年 3 月から 40 年 6 月まで
③ 昭和 40 年 8 月から 41 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足したときに夫婦で加入手続を行い、妻が、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。昭和 41 年 9 月に転居した後、夫婦の新しい国民年金手帳が送付されてきた際には、妻が夫婦の未納期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間③については、申立人は申立期間③直後の 41 年 4 月から、また、申立人の妻は 40 年 4 月から、それぞれ 60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の 2 番目の国民年金手帳の記号番号が払い出された 41 年 9 月時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間である上、妻は当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②のうち昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する国民年金手帳の 36 年 4 月から 41 年 3 月までの検認記録欄には、検認印が押されていないことから、当該期間の保険料は現年度納付されていなかったことが確認できる上、妻は、申立期間①及び②のうち昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの期間の納付額、納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧であり、妻も当該

期間の保険料が未納であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年6月までの期間及び40年8月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金保険料をすべて自分が納付してきたと説明しており、申立人の保険料は、20歳時から、申立期間を除き、申立人が厚生年金保険に加入した平成19年4月の直前まですべて納付済みである上、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間の保険料については、直前の平成6年12月の保険料が納付された7年4月11日時点で現年度納付することが可能であり、母親は、「保険料は、口座振替による納付を行っていなかったため、支払が遅れることはあったものの、申立期間当時、私は市役所職員だったため、年金に関する知識もあり、現年度保険料は市役所で、過年度保険料は社会保険事務所（当時）でそれぞれ納付していた。また、時効が2年間であることも知っていたので、納付期限はいつも気にしており、時効によって納付できなかった記憶は無い。」と説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年1月まで

私は、入国以来、夫と同様に国民年金の手続をしてきた。申立期間については、私が夫婦二人分の国民年金保険料の納付を免除してもらう手続をした。申立期間の夫の保険料が法定免除であるのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月に夫と一緒に入国した後、国民年金関係の手続はすべて夫と同様に行ってきたと説明しており、申立人及び夫の国民年金手帳の記号番号は61年3月ごろに連番で払い出され、同年1月からの国民年金加入以降、申立期間、その直後の2か月間及び夫の厚生年金保険加入期間（当該期間について申立人は第3号被保険者期間）を除き、国民年金保険料の法定免除期間、納付済期間及び申請免除期間（一部免除期間を含む。）の納付記録はすべて夫婦同一となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、夫の昭和61年1月から63年6月までの法定免除については、昭和63年3月に該当届出が行われ平成6年9月12日に消滅届出が行われていること、その後の申立期間を含む平成4年度の法定免除については、該当届出及び消滅届出が平成6年9月13日に行われていること、申立人の昭和63年7月から平成4年3月までの納付記録の取消（夫の厚生年金保険加入に伴い第3号被保険者期間とされたが、当該届出がなされていなかったため取り消されて未加入期間に変更されたものと考えられる。）が平成6年9月28日に行われていることが確認でき、申立人及び夫の免除関係手続が平成6年9月に集中して行われており、申立人は、当該時期に、夫と同

様に申立期間を含む平成4年度については法定免除期間とされたものと推測されるほか、申立期間直後の2か月の保険料については、申立人はさかのぼって納付することができると言われて納付したと説明しており、後に追納したものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、平成12年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和49年7月から50年12月まで
⑤ 昭和51年1月から57年2月まで
⑥ 昭和57年3月
⑦ 平成12年2月及び同年3月
⑧ 平成12年6月から同年8月まで

私は、婚姻後、申立期間の国民年金保険料を自身で納付してきており、申立期間⑧は、免除申請したはずである。申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦の保険料が未納とされ、申立期間⑤が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間⑧の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、12か月、3か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間の前後を通じて申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間⑦については、2か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるほか、当該期間直前の平成11年10月から12年1月までの保険料を12年7月及び同年8月に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

など、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付額等に関する記憶が曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。申立期間⑤は、申立人が所持する国民年金手帳及び転居先の市が保管する国民年金被保険者名簿では昭和 51 年 1 月 12 日に国民年金の資格を喪失していることが確認でき、当該期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない。

申立期間⑧については、申立人が当該期間の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間の免除申請の手続に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は当該期間直後の平成 12 年 9 月から 13 年 3 月までの保険料を同年 10 月に免除申請していることがオンライン記録で確認できるが、免除は申請月の前月から認められるため、当該申請時点では、当該期間の免除は認められなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、47 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成 12 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和33年1月10日）及び資格取得日（昭和33年5月6日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年3月10日まで
② 昭和33年1月10日から同年5月6日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について被保険者期間は無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、複数の同僚の供述から申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の当時の上司は、「当該期間前後と勤務内容が変わることなく継続して勤務しており、正社員で経理の事務をしていた。」と回答している上、複数の同僚も、「勤務形態が変わることなく継続して勤務していた。」と回答している。

さらに、当該上司及び同僚の記録は、いずれも当該期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から

申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 1 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、複数の同僚及び元事業主の妻の供述から、期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得し、連絡先が確認できた従業員は、「自分は昭和26年11月に入社したが、厚生年金保険の被保険者となったのは、27年3月10日だった。この間は試用期間だったと思うが、保険料が控除されていたかは不明。」と供述している上、申立人も当該期間については、試用期間であることを認めていることから、同社では、試用期間については、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和 25 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 25 年 1 月 1 日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 25 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年5月16日）及び資格取得日（昭和25年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和22年5月は390円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは4,200円、24年1月から同年4月までは5,400円、同年5月から25年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：明治43年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年5月16日から25年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社し定年退職するまでの間、転職も一時退職もしたことが無く、申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和19年1月28日に被保険者の資格を取得し、22年5月16日に資格を喪失後、25年7月1日に同社において再度資格を取得しており、22年5月から25年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に勤務していた複数の従業員は、「申立人は申立期間も工場長として継続して勤務していた。」と供述しており、当該従業員は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、B社は、「申立期間において役員の退任はあったが、従業員身分として雇用は継続していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と資格取得年月日及び年齢に近い従業員の記録から、昭和22年5月は390円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは4,200円、24年1月から同年4月までは5,400円、同年5月から25年6月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年5月から25年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部（後に、A社C支店。現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に組織変更はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の総務担当者及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人が同社に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B本部及びA社（E本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社B本部において昭和33年4月1日に被保険者資格を喪失した後、同社（E本社）において同年6月1日に被保険者資格を取得しているところ、D社の総務担当者は、「当時A社B本部で給与関係事務を行っていたが、申立人が勤務していた同社E支店は同年4月1日に同社E本社と名称変更され、同年6月に厚生年金保険の適用事業所となり、E本社勤務の従業員の被保険者資格を移した際に申立人のほか6名の事務処理にも誤りがあったと思う。」と供述している。また、当該総務担当者は、「申立期間当時の資料が無く、不明であるが、同じ会社に勤務しているのにもかかわらず、一度退社扱いにして新たに入社させることは考えられず、厚生年金保険料は控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 33 年 3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社の総務担当者は、A社E本社が厚生年金保険の適用事業所となった際の事務手続に誤りがあったと思うが資料は無く不明であると供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事務所における資格取得日は、昭和26年1月24日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年1月24日から同年3月24日まで

A事務所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和26年1月22日に前の勤務先を退職した後、同年1月24日から車両修理担当として同事務所で勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局が保管する申立人の連合国軍関係常^{よう}傭使用人登録票には、申立人のA事務所における採用年月日は昭和26年1月24日、退職年月日は同年5月27日と記録され、申立期間の勤務が確認できる。

また、当該登録票に、申立人の採用日である昭和26年1月24日付けで、健康保険及び厚生年金保険の等級が決定された旨の記載がある。

さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日の欄に年月が明確に記載されていない上、同名簿に記載されている複数の被保険者に係る資格取得日又は資格喪失日が、オンライン記録と相違していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）における記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年1月24日にA事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事務所における昭和26年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年12月1日から46年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年12月1日に、資格喪失日に係る記録を46年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を45年12月は3万3,000円、46年1月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年2月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書から判断して、申立人は昭和45年12月1日から46年1月31日までの期間においてA社に勤務していたことが推認でき、45年12月1日から46年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年12月は、申立人が提出した給料明細書において確認できる報酬月額から3万3,000円、46年1月は、同明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、当該期間において、A社に係る事業所別被保険者名簿の整

理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 12 月及び 46 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日は、昭和24年12月1日であると認められることから、申立期間のうち同年12月1日から25年12月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を24年12月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和24年10月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から25年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社C支社に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった退社一覧表により、申立人が申立期間にA社C支社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間のうち昭和24年12月1日から25年12月1日までの期間については、A社C支社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年12月1日から24年12月1日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年12月1日にA社C支社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対

して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和24年10月1日から同年12月1日までの期間について、上記のとおり、雇用保険の加入記録、退社一覧表及び申立人の妻から提出された経歴メモから判断すると、申立人がD社（昭和22年10月から26年12月までの期間はA社に名称変更）に継続して勤務し（昭和24年10月1日にA社本社から同社C支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和24年12月の上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月19日から38年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社B支社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された退職金支給計算書及び申立人から提出されたA職員組合機関紙の記載内容から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年7月1日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和37年7月から38年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社B支社における37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月30日から6年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社から同社の関連会社であるB社に異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び同社の経理担当者の供述から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成6年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成5年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和52年2月21日）及び資格取得日（昭和54年2月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から54年2月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において昭和49年11月1日に資格を取得し、52年2月21日に資格を喪失後、54年2月21日に同社において再度資格を取得しており、52年2月から54年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立人が記憶しているA社の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社は、「当社は、パート社員でも厚生年金保険に加入させていた。また、申立人は、社内調査で、申立期間も継続して勤務していたことを確認できたことから、当然ながら、厚生年金保険料を控除していた。」と回答している上、上記同僚は申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及びA社における申立期間当時の従業員の標準報酬月額の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る届出を行っていたかは不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 2 月から 54 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間の記録が無い。申立期間に同社からC社へ異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の供述及び申立人と同日にA社からC社に異動した5人について、C社から提出された人事記録によると、同社における入社年月日は、昭和48年3月22日と記録されていることから、申立人が申立期間当時、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によるとC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年4月10日であることが確認できるが、A社の当時の経理責任者は、「当社からC社に異動した従業員については、同社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和48年4月10日までの期間は、当社で社会保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びC社は、「申立期間当時の資料等が無いため不明。」と回答しているが、申立人に係るA社の資格喪失日（昭和48年3月21日）が雇用保険の離職日の翌日と同日となっており、

社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が48年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社からグループ会社のA社に8か月間出向を命じられ異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（B社の人事・給与を管理している会社）は、「A社は、合併、移転等により、申立期間当時の同社の人事記録等は無いが、申立期間当時の状況を知る者に確認したところ、申立人が、当時、C社からA社へ一時的に出向していたことは確認できる。」と回答している。

また、B社の現在の社会保険事務担当者は、「当社におけるグループ会社間での異動では、通常、厚生年金保険被保険者の月末での資格喪失は有り得ない。申立人は、昭和49年2月末日までA社に勤務し、同年3月1日付けでC社に戻っており、グループ会社に継続して勤務していたと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和48年12月30日から49年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①は、本社で勤務し、申立期間②は、昭和48年12月29日まで勤務、同年12月30日からは年末年始の休暇を取得した。同社との雇用関係はあったはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社における当該期間当時の総務部長の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、A社における申立人の元上司は、「昭和38年2月1日に申立人を含め同社D部の全員が同社本社から同社C工場へ異動した。」と供述していることから、同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和37年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥

当である。

申立期間②については、A社における当該期間当時の上記総務部長が、「申立人の人事記録は保管していないが、当該期間当時、当社では年末は業務を停止していたため、資格喪失日に係る届出誤りが考えられる。申立人は、月末まで当社との雇用関係があり、厚生年金保険料も控除していたはずである。」と供述していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和48年11月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和38年1月及び48年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年5月から同年9月までは24万円、同年10月から6年10月までは28万円、同年11月から7年4月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年5月1日まで
A社（後に、B社）における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の給料支払明細書を提出し、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年5月から6年10月までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、5年5月から同年9月までは24万円、同年10月から6年10月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年11月から7年4月までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間の標準報酬月額について、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年12月までの期間及び2年7月から同年9月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和63年2月から平成元年12月までは41万円、2年7月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月1日から平成3年7月1日まで
昭和52年2月2日から平成14年1月31日までA社（後に、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額と相違している。給料支給明細書及び確定申告書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和62年10月1日の随時改定で41万円、63年2月1日の随時改定で18万円、平成2年10月1日の随時改定で32万円と記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、昭和63年2月から同年11月までの期間については、申立人から提出された昭和63年分所得税の確定申告書により、当該期間の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記の62年10月から63年1月までのオンライン記録（41万円）とほぼ一致していることが確認できることから、申立人の同年2月から

同年11月までの標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成元年1月から同年12月までの期間及び2年7月から同年9月までの期間については、申立人から提出された元年2月から3年6月までの給料支給明細書により、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録（18万円）より高いことが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、元年1月から同年12月までは41万円、2年7月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち昭和63年12月については、上記確定申告書及び上記給料支給明細書からは厚生年金保険料控除額を確認することができないが、上記のとおり上記確定申告書により判断される同年11月の標準報酬月額と上記給料支給明細書により判断される平成元年1月の標準報酬月額がいずれも41万円であることから、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から聞き取りができないが、上記確定申告書及び上記給料支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記確定申告書及び上記給料支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成2年1月から同年6月までの期間及び同年10月から3年5月までの期間については、上記給料支給明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち、平成3年6月については、申立人は給料支給明細書を所持していないため、同年分の確定申告書の社会保険料控除額に基づき標準報酬月額を推計したところ、同年6月の標準報酬月額は、オンライン記録より低いことが確認できることから、特例法の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年10月17日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月17日から同年11月17日まで

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。企業年金連合会からの「年金の引き継ぎのお知らせ（年金支給義務承継通知書）」では、資格取得日が昭和44年10月17日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格取得日は昭和44年11月17日と記録されていることが確認できるが、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日の記録及びC厚生年金基金から年金の支給義務を引き継いだ企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳における申立人の加入記録により、申立人は同年10月17日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社の事務担当者及びC厚生年金基金を継承しているD企業年金基金は、「申立期間当時、社会保険事務所及び健康保険組合の被保険者資格の得喪の届出用紙は、複写式の様式であったと思われる。」と回答していることから、同社では当該厚生年金基金に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年10月17日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和44年10月の上記厚生年金基金加入員台帳の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の記録が抜けているが、昭和38年4月1日にC社（現在は、B社）に入社して以降、平成18年に退職するまで、A社への転勤はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答及び在籍記録証明並びに同社の商業登記簿謄本により、申立人が同社に平成19年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「申立期間の人事記録を保存しておらず当時の取扱いについては不明である。」と回答している。

一方、申立人は「昭和45年に、C社D本社から、A社へ異動し、A社内に新規に開設された関連事業所であるE社で勤務を始め、その後、日付は定かでないが、52年ごろに同社の代表取締役役に就任した記憶がある。」と供述している。

また、A社で経理を担当していた従業員1名は、「申立人は自分が退職する昭和60年まではE社で勤務していた。」と供述しており、申立人も、「E社の代表取締役役に就任後も厚生年金保険はB社で加入していた。」と供述している。

さらに、申立人はB社D本社において、昭和52年10月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、事業主は、申立人がE社の代表取締役役に就任した同年ごろにB社D本社において厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立期間に記録の空白が生じたことについて、B社の人事担当者は、「当時はF県とG県の事業所がそれぞれ適用事業所となっており、届出が別々だったため、資格喪失日に係る届出誤りが生じたのではないか。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社の資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年8月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年7月18日、資格喪失日が平成2年6月29日とされ、当該期間のうち昭和63年7月18日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月18日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されており、会社も誤りを認め、平成21年12月9日に社会保険事務所（当時）に対し、訂正の届出を行っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及びA社から提出された従業員検索（人事記録）により、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和63年7月18日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保

険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年7月18日、資格喪失日が平成2年6月29日とされ、当該期間のうち昭和63年7月18日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月18日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

A社に出向した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されており、会社も誤りを認め、平成21年12月9日に社会保険事務所(当時)に対し、訂正の届出を行っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員検索(人事記録)から判断すると、申立人が申立期間もB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し、昭和63年7月18日にB社からA社に出向したことが確認できる。

また、A社は申立人の厚生年金保険料を給与から控除していることを認めており、また、同僚の給与明細書から申立期間の保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年9月30日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和28年8月1日から30年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された人事記録及び同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年9月30日に同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和20年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているものの、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日は昭和20年9月30日、資格取得日は同年10月1日と、それぞれオンライン記録と同じ日が記載されていることから、事業主は、同年10月1日を資格取得日として届け、

その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社から提出された人事記録から、申立人は昭和28年5月にA社の役員に就任し、当該期間において、同社の役員として継続勤務していたことが認められる。

しかし、当該期間当時において、A社の役員であった者7名の厚生年金保険の加入状況をオンライン記録で調べたところ、4名は被保険者記録が確認できず、被保険者記録が確認できた3名のうち2名は、申立人と資格喪失日は異なるものの、昭和23年10月1日から30年11月1日までの期間に厚生年金保険の未加入期間があることが確認できる。

また、上述2名は、B社から提出された人事記録から、いずれも昭和23年9月28日に役員に就任していることが判明したことから、当該期間当時、理由は不明であるが、A社は申立人を含む役員について、就任時に一時的に被保険者資格を喪失させていたことがうかがわれる。

このことについてB社は、「当該期間当時の厚生年金保険に関する資料は無いので、当時のA社における厚生年金保険の加入状況や申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付については分からないが、当該期間は27か月と長期間であり、保険料を申立人の給与から控除しておきながら、社会保険事務所に納付していないという状況は、当社の会計処理上あり得ない。」と回答しており、被保険者資格の喪失手続後、再取得の手続を行うまでの期間において、A社が厚生年金保険料の控除を続けていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和30年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年8月から30年6月までの期間における標準報酬月額については、25年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月1日から21年5月22日まで
② 昭和25年8月1日から30年7月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、当該期間は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された昭和26年4月24日発行のパスポート、A社の同年5月及び29年1月付けの社員名簿及び申立人が同社の後に勤務したC社から提出された管理台帳により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年8月1日と記録されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は、記録されていない。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和25年8月1日にD移管と記録されていることが確認できる。

また、上記の社員名簿において、申立人と同様の記録となっている取締役がいることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②において社会保険事務所(当時)

の年金記録の管理が適切であったとは考え難く、申立人のA社における資格喪失日は、昭和30年7月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年7月の社会保険事務所の記録から、同年8月から29年4月までは8,000円、同社の他の取締役の記録から、同年5月から30年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、第二次大戦時には、A社E支店に在籍のまま現地出征し、終戦後、昭和20年に家族と共に帰国し、直ちにA社F本社勤務となつたところ、G県から提出された申立人の軍歴に関する履歴書及び申立人から提出された戸籍謄本により、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立人の記録が無く在籍が確認できないとしていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の帰国時期を確認するため、本籍地であるH県I町及びJ県K市に戸籍の附票を求めたが、I町は当時の資料は廃棄しており、K市は該当者は見当たらないとしていることから、申立人の帰国時期を特定することができない。

さらに、当時の厚生年金保険法の適用範囲は内地に限っており、L国F区（当時）は内地ではないことから、厚生年金保険の適用はなかったものと判断できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月27日から45年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年10月は6万円、同年11月から45年7月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月16日から45年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間における保険料控除について、念書にて合意はしたが、念書に基づく未加入期間について記録が回復されていないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員台帳により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の社会保険担当者に上記念書について確認したところ、「念書は、当社が作成したものであり、給与からの保険料控除がありながら申立人に係る被保険者資格取得の届出誤りを認めたものである。」と回答している。

また、上記社会保険担当者は、「従業員の厚生年金保険への加入時期については、現在は、雇入時から厚生年金保険に加入させているが、当時は『選任』とされた時期から加入させていたかもしれない。」と回答している。

さらに、A社の従業員台帳に氏名の記載のある複数の従業員の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、いずれも同社における選任年月日以降に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても同様に申立人の選任年月日である昭和44年10月27日以降に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和44年10月27日から45年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、44年10月は6万円、同年11月から45年7月までは8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年10月から45年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年4月1日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月18日であると認められることから、被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18年4月から19年9月までは20円、同年10月から20年8月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月18日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和18年4月1日に同社に入社し、同級生と一緒に終戦まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された昭和20年8月15日現在で作成したA社の従業員名簿及び同僚の供述により、申立人は18年4月1日付けで同社に採用されていることが確認でき、申立人と同時期の同年4月に入社した従業員のうち連絡の取れた者の供述から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の名前と一字異なり、生年月日が「昭和4年3月9日」と記録された基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿に記録されている被保険者18人は、上記従業員名簿と同一の順序で記載されていること及び上記同僚の供述から、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、上記従業員名簿に記載されている18名の被保険者資格は、上記被保険者名簿において、昭和18年4月1日に一斉に資格を取得したことが確認できるものの、喪失日は記載されていないことから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったことが確認できる。

なお、上記従業員のうち13名については、オンライン記録の資格喪失日が昭和20年9月18日とされているところ、B社では、「A社は昭和20年9月に事業閉鎖され、駐留軍に接収された同年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は上記従業員の記録から20年9月18日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る上記未統合の記録から、昭和18年4月から19年9月までは20円、同年10月から20年8月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年10月31日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年10月31日）より後の平成7年11月20日付けで、申立人を含む7名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA管理事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年8月1日、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は26年1月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年4月から24年4月1日まで
② 昭和25年8月1日から26年1月31日まで

B県のC軍関係機関で勤務した申立期間①及びD基地内の車両工場勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、E省の回答から、申立人が、当該期間において、A管理事務所管内の事業所で勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、被保険者名がF、生年月日が昭和7年1月9日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、上記D省は、「申立人とFが同一人である。」と回答しているほか、申立人は、「昭和24年ごろから29年ごろまで『F』と称していた。」と申し立てているところ、A管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において改名時期は不明だが、申立人の名前が変更されていることが確認できる。

また、A管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、Fの被保険者名で生年月日が相違している昭和25年8月1日から26年1月31日までの期間の被保険者記録が確認できるところ、上記被保険者名簿において、Fの1行上に当該被保険者と同一の生年月日が記載されていることから、当該生年月日を誤記したものであると推認できる。

これらのことから、上記基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者

記録（資格取得日は昭和 25 年 8 月 1 日、資格喪失日は 26 年 1 月 31 日）は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 1 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の申立人に係る A 管理事務所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、B 県から提出された C 軍関係労務者台帳により、申立人が昭和 22 年 6 月 14 日から 25 年 6 月 30 日まで C 軍関係機関で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 県渉外課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同県同課が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 24 年 4 月 1 日と記録され、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から9年8月21日まで

A事務所（現在は、B法人）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の年収は約1,000万円程度であり、その証明として給与明細書を書き写した明細の表、源泉徴収票及び確定申告書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年9月の標準報酬月額については、B法人から提出のあった賃金台帳及び申立人から提出のあった給与明細書を書き写した明細の表（以下「賃金台帳等」という。）の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間のうち、平成4年1月から8年8月までの期間、同年10月から9年2月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と賃金台帳等の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年3月については、オンライン記録の標準報酬月額が賃金台帳等の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できる。

これらのことから、平成4年1月から8年8月までの期間及び同年10月から9年7月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年8月27日に訂正し、申立期間のうち、同年8月から29年4月までの期間に係る標準報酬月額を8,000円、同年5月から30年8月までの期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年8月27日から30年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社本社から提出された「B社人事台帳」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D事務所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の加入記録が、昭和28年8月28日からA社C支店で記録されていることから判断して、申立人の同社同支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日を同年8月27日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年9月の事業所別被保険者名簿の記録から、28年8月から29年4月までの期間を8,000円、同年5月から30年8月までの期間を1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、現存資料が無いため不明と回答しているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき2回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤

るとは考え難い。このことから、事業主が昭和 30 年 9 月 1 日を申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 8 月から 30 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B造船所（現在は、A社C製造所）における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年9月1日まで
A社B造船所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していた。在籍証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された在籍証明書（A社C製造所が作成したもの）、並びにA社C製造所から提出された回答書及び社員台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年9月1日にA社B造船所から同社D製造所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B造船所における昭和52年7月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C製造所から提出された社員台帳には、申立期間の直前の期間において同社B造船所に勤務していた申立人が、昭和52年8月1日に同社同造船所の所長に発令され、その後、53年9月1日に同社D製造所に異動するとともに、同社同製造所の副製造所長に発令された旨の記録があり、また、同社B造船所の所長に発令された52年8月1日は、社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年8月から53年

8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和43年11月29日に入社し、52年5月31日に退社し、その間に本社からC支店に異動した。退職証明書及び辞令を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の退職証明書及び同社から提出された回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年6月25日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年12月から29年4月までは8,000円、同年5月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月26日から29年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日及び厚生年金保険料控除が確認できる使用証明書、失業保険被保険者離職票、厚生年金保険標準報酬月額決定通知書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した使用証明書、失業保険被保険者離職票、厚生年金保険標準報酬月額決定通知書（標準報酬月額の上限改訂に伴う本人あて通知書）及び昭和29年分源泉徴収票により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票、A社における昭和28年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び上記厚生年金保険標準報酬月額決定通知書から、同年12月から29年4月までは8,000円、同年5月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年6月25日、資格喪失日を40年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を37年6月から38年9月までは1万8,000円、同年10月から39年5月までは2万円、同年6月から40年4月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月25日から40年5月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社C支店に昭和37年6月25日から申立期間を含み41年8月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「社員は全員厚生年金保険に加入させていたので、申立人についても入社日から厚生年金保険に加入させ、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

さらに、B社から提出された複数の同僚の従業員名簿によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、すべて当該従業員名簿における入社日と同日であることが確認できることから、A社では、従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。また、同社C支店は昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同日において同社本社にて一括適用になっていることから、申立人は同日まで同社C支店において被保険者記録を有するものと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出のあった申立人に係る従業員名簿の給与記載額の記録及び同僚の保険料控除額の変更の時期から判断して、昭和37年6月から38年9月までは1万8,000円、同年10月から39年5月までは2万円、同年6月から40年4月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年6月から40年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月1日から22年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を21年10月1日、資格喪失日に係る記録を22年10月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月17日から22年10月1日まで

平成6年に亡くなった主人の厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社発行の在職証明書による勤務期間と相違があり、申立期間が漏れていることが分かったので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書、人事記録及び同僚の供述等により、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社B工場は、昭和20年8月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後21年10月1日に再度適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社は、「従業員は入社と同日に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答しているところ、同社の再適用日である昭和21年10月1日から厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「自分が入社した昭和21年1月には、申立人は先に勤務しており、申立期間も継続して勤務していた。」としているほか、当該同僚が名前を挙げている2名も同年10月1日から厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年10月1日から22年10月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間当時の同僚の標準報酬月額の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年10月から22年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和21年1月17日から同年10月1日までの期間について、A社は、オンライン記録によると、前述のとおり、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「当該期間当時の記録が残っておらず、不明。」と回答しているほか、前述の同僚は、「厚生年金保険に加入する前についての保険料控除は不明。」と供述している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和38年6月10日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和37年9月から38年5月までの標準報酬月額については、昭和37年9月は3万3,000円、同年10月から38年5月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月5日から38年7月1日まで
ねんきん特別便で加入記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。申立期間当時はA社の工場部門が分社された時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述により、申立人が、申立期間のうち昭和37年9月5日から38年6月9日までの期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和38年6月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人を含む14名について、37年10月の定時決定が記載されているにもかかわらず、同年9月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。申立人について、同年9月5日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和37年9月5日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記従業員の供述から勤務実態が確認できる38年6月9日の翌日である同年6月10日であると認められる。

また、昭和37年9月から38年5月までの標準報酬月額については、申立人に係る当該^{そきゅう}遡及訂正処理前の社会保険事務所の記録から、37年9月は3万3,000円、同年10月から38年5月までは3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年6月10日から同年7月1日までの期間については、複数の従業員の供述によりA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和38年6月10日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上述の従業員から、当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年4月から13年9月までの期間は18万円、同年10月から15年7月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から15年8月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額と相違している。給与振込額が確認できる貯金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の貯金通帳の写し及び通常貯金預払状況調書から、申立人は、申立期間のうち、平成12年7月から15年7月までの期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（16万円）より高い給与が支払われ、かつ、16年度住民税（15年分）に関する賦課資料から、当該期間のうち、15年1月から同年7月までの期間について、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い額を控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚が保有する給与明細書における厚生年金保険料控除額は、そのほとんどがオンライン記録にある標準報酬月額から求められる厚生年金保険料より高くなっており、申立期間を通して一致している者が一人もないことから、同社では、申立期間当時、上記同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられ、申立人についても上記同僚と同じ取扱いであったと推認される。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成12年4月から14年12月までの期間における申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いものの、16年度住民税に関する賦課資料を基に算出される厚生年金保険料控除額、申立人名義の貯金通帳、通常貯金預払状況調書の給与振込記録、同僚の給与明細書の厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の標準報酬月額、並びにA社発行の13年10月2日付け辞令から判断して、12年4月から13年9月までの期間は18万円、同年10月から15年7月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間における複数の同僚の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間において、実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、実際の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和56年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成13年10月1日から15年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額と相違している。給与振込額が確認できる貯金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の貯金通帳の写し（平成13年2月22日から15年5月23日まで）及びA社作成の給与総支給額が記載されている書面（平成14年1月分から15年7月分まで）から、申立人は、申立期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）より高い給与が支払われ、かつ、平成14年1月から15年5月までの期間における月々の給与総支給額と振込額との差額を基に試算した厚生年金保険料額について、当該標準報酬月額に見合う保険料額より高い額を控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚が保有する給与明細書における厚生年金保険料控除額は、そのほとんどがオンライン記録にある標準報酬月額から求められる厚生年金保険料より高くなっており、申立期間を通して一致している者が一人もないことから、同社では、申立期間当時、上記同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられ、申立人についても上記同僚と同じ取扱いであったと推認される。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申

立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成13年10月から同年12月までの期間、15年6月及び同年7月における申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いものの、申立人名義の貯金通帳の給与振込記録、A社作成の給与総支給額記録、並びに申立人と同職種の同僚の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の標準報酬月額から判断して、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間における複数の同僚の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間において、実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、実際の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月1日から同年4月1日まで

A社のB園に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B園には、昭和47年4月1日に入社し49年3月31日まで勤務した。同年1月の初詣^{もうで}、同年3月の小学校の卒業式等、B園における申立期間に行われた行事の写真もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する履歴カード、退職稟議書^{りんぎ}、同書付属の退職願及び離任届、並びに申立人から提出されたB園内の行事写真に記載されている日付により、申立人は、申立期間も同園に継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚の供述から判断すると、申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無く、申立期間もB園に勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、申立人について、申立期間の厚生年金保険料を控除していた可能性は大きい旨回答しており、加えて、B園の当時の事務担当者は、申立期間に申立人の厚生年金保険料を控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不

明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て
どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ
いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められ
ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から15年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額と相違している。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人から提出された給与明細書から、申立期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）より高い給与が支払われ、かつ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い額を控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間における複数の同僚の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬

月額とオンライン記録にある標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間において、実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、実際の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から平成3年3月まで
私の母は、私が20歳になった時から就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が大学院を卒業し、海外留学のために実家所在地の町に住民票を異動した直後の平成3年6月ごろに当該町で払い出され、申立人は、同年4月から保険料の納付を開始していること、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人と同様就職するまで母親が保険料を納付していたとする申立人の弟も、学生期間は国民年金に未加入となっていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに別の手帳を所持していた記憶は無く、母親も申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶は曖昧であるなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から59年7月まで

私は、結婚を機に会社を退職し国民年金に加入した。加入後は夫の転勤で他県に転居するまで継続して国民年金保険料を納付しており、年金加入を辞める手続をした記憶は無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況等に関して記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和56年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の記載がされ、当時居住していた区の確認印が押されており、59年2月に作成された当該区の納付状況リストでも同日に資格喪失していることが確認でき、申立期間は資格喪失後の未加入期間であり、保険料を納付することはできないこと、申立人は、申立期間内の58年ごろに他市に転居しているが、当該手帳の住所変更欄には、当該転居後の住所は記載されておらず、転居後の保険料納付に関する記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年10月

私は、平成18年10月に市役所で、さかのぼって納付できる国民年金保険料について相談した上で、すべて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する家計簿には、平成18年10月3日付けで申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したとする金額が記載されているが、当該金額は申立期間後の厚生年金保険加入期間に挟まれた期間の納付済保険料の額に一致しており、当該家計簿に申立期間の保険料を支出した記載は見られない。

また、オンライン記録から、申立人については、平成16年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、国民年金適用勧奨の対象となり、加入勧奨が行われたが、加入手続がなされなかったため、18年8月25日には国民年金適用勧奨一覧表が作成され、その後も加入手続がなされなかったことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から48年12月まで

私は、20歳のときに国民年金の加入手続をして以降、60歳になるまでの国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を金融機関で納付したと説明しているが、当時申立人が居住していた区では、申立期間当初から昭和45年6月までは印紙検認方式により保険料を収納していたとしており、金融機関では保険料を納付することができなかった。

また、申立人は、20歳時に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和49年3月に払い出され、同年1月からの保険料の納付を開始していること、申立人は、上記払出時に交付されたと見られる国民年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年4月まで
私の母は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成2年9月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半を占める学生時の任意加入適用期間について、さかのぼって加入することはできない上、申立人が所持する国民年金手帳にも被保険者資格取得日は2年7月31日（20年10月7日に2年8月1日に記録訂正されている。）とされており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人の兄も20歳時から学生であった期間は国民年金の未加入期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 54 年 6 月まで

私は、離婚した昭和 55 年 12 月の直後に国民年金の加入手続を行い、その際に過去の未納分の国民年金保険料を納付できることを聞いたので、45 年 7 月から 55 年 12 月までの期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が昭和 55 年 12 月にこれまでの期間の保険料をまとめて納付したとする国民年金保険料の金額は、当該期間の保険料を第 3 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の金額と相違している。

また、申立人が納付したとする時期は、第 3 回特例納付の実施期間ではない上、申立人は、「納付場所は区の出張所である。」と述べているが、区の出張所では過年度納付及び特例納付の保険料を収納することができない。

さらに、申立人は、「離婚した昭和 55 年 12 月の直後に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、区が作成した国民年金手帳の記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は 56 年 7 月ごろに払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する加入時期の記憶は区の記録と整合性がみられない。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から53年10月まで

私の母は、私が20歳になった昭和49年*月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。結婚後の昭和53年11月に私が夫と私の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年1月から53年1月までの期間について、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続きを行い保険料を納付してくれていたとする母親は、その加入手続きの時期、保険料の納付金額及び国民年金手帳についての記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に居住していた区で、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことなどから、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和53年2月から同年10月までの期間について、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「夫が退職した昭和53年11月に、私が国民年金の加入手続きを行い、そのときに夫婦二人の未納分の保険料を納付した。」と述べているが、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で55年7月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立内容に整合性がみられない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出時点では、申立人が述べ

ている当該期間は、国民年金の未加入期間となるため、保険料を納付することができない期間である。そのほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 52 年*月ごろに私の国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金
に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 59 年 9 月に払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする父親は死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況について確認することができない。そのほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、大学卒業と同時に公務員の夫と婚姻し、昭和 59 年 4 月に国民年金に加入して、自分の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時居住していた市で国民年金に加入した際に交付される年金手帳及び納付したとする保険料の納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立人が納付したと述べている保険料の金額は、当時の実際の保険料の額と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 6 月ごろに払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年8月まで

私の父は、私が大学を卒業し家業の米穀店を手伝い始めた昭和48年4月ごろに、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。また、私の申立期間の国民年金保険料は、母が、3か月ごとに來ていた集金人に父や従業員の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年7月ごろに払い出されており、申立期間当時に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の手帳記号番号の払出しの昭和51年7月の時点では、申立期間のうちの49年4月から同年8月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、「保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、母から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立人の父親及び保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立人の当時の納付状況等を確認することができない。このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から12年3月まで

私は、平成8年8月に銀行から30万円を引き出し、過去の未納の国民年金保険料を納付し、その後は実家に届いた納付書で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月から8年8月までの期間について、申立人は、平成8年8月の一括納付時の納付書の枚数、納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立期間のうち、平成8年9月から12年3月までの期間について、申立人は、「平成10年3月に他市へ転居しているが、住所変更手続きを行っていなかったことから、納付書は実家に送付されたままで、納め忘れがあったかもしれない。」と述べており、さらに、10年3月から居住していた転居先の市に12年4月に住民登録し、その登録の月から保険料納付が開始されていることがオンライン記録で確認できる。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間は72か月と比較的長い期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 4 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に転職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、区役所出張所に相談に行ったところ、職員から国民年金への加入を勧められたので夫婦二人の加入手続を行った。以後は、送付される納付書により国民年金保険料を出張所で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であり、申立人の妻も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人は国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月
② 昭和49年1月から50年3月まで

私は、退職した昭和48年12月に、夫婦二人の国民健康保険と国民年金の加入手続を市役所で行った。国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦は、当該期間の保険料納付額の記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号として、婚姻前の昭和36年12月に番号Aが、また、婚姻後の50年9月に番号Bが払い出されているものの、申立人は、番号Aで保険料を納付してくれていたとする申立人の父親から、番号Aが記載された国民年金手帳を受領した記憶は無いと説明している上、申立人が所持する番号Bが記載された年金手帳及び申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者台帳によると、番号Bに係る初めて被保険者となった日は当該期間直後の49年1月1日となっていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、当該期間より後の昭和50年9月に番号Bが払い出されており、当該払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、夫婦は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明しているなど、妻が申立期間①及び②の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年3月まで

夫は、退職した昭和48年12月に、夫婦二人の国民健康保険と国民年金の加入手続を市役所で行った。国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦は、当該期間の保険料納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和47年12月21日に不在処理された後、申立期間より後の50年7月8日に転居先の住所が判明して、年金手帳が再交付されていることが確認できるため、当該住所が判明するまで、申立人に対して納付書は発行されていなかったと考えられる。

さらに、当該住所が判明した時点で、申立人は申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったものの、夫婦は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年10月まで

私は、昭和54年6月ごろに夫に国民年金の加入を勧められ、市役所の出張所で加入手続を行い、その後に国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当初は友人と一緒に市役所出張所で昭和54年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、市内の銀行で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年11月ごろに払い出されているのに対し、友人の国民年金手帳の記号番号は48年10月ごろに払い出されているほか、申立人及び友人の手帳記号番号は上記の市では発行されておらず別の区で発行されており、国民年金の加入場所、加入手続の時期に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が昭和55年11月4日と記載されているほか、当該時点で国民年金に任意加入したことがオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金に任意加入する前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び37年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和37年7月から40年3月まで

私は、時期は定かではないが市役所の職員から未納となっている国民年金保険料をすべて納付しないと将来年金が受給できないという話を聞き、市出張所で夫婦二人分の未納の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人はさかのぼって納付した夫婦二人分の保険料額は約10万円であったと説明しているが、その金額は、昭和43年4月から46年3月までの保険料を47年6月1日に第一回特例納付及び過年度納付により納付した夫婦二人分の保険料額と相違しており、当該時点で申立期間の保険料も合わせてさかのぼって納付した場合の夫婦二人分の保険料額は合計で約6万9千円となり、申立人が説明する夫婦二人分の総額とも異なる。

また、申立人は申立期間の保険料を納付した経緯について、市出張所の職員から未納の保険料を納付しないと将来年金がもらえないと言われたことによると説明しているが、申立人は前述の第一回特例納付及び過年度納付により年金の受給資格期間を満たすことが可能であったこと、さかのぼって納付したのは1度だけであると説明していること、また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料も未納であることなどを総合的に勘案すると、夫婦がさかのぼって納付したのは昭和43年4月から46年3月までの保険料であると考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年3月まで

私の夫が会社を退職し、独立して販売店を出した昭和48年8月ごろに、夫婦の国民年金の加入手続は担当の計理士にしてもらい、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料は48年8月から納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする計理士から当時の状況を聴取することができないため、加入状況が不明であるほか、申立人は、昭和52年1月6日に払い出された国民年金手帳の記号番号に基づく年金手帳を所持しており、これ以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、計理士から夫婦の国民年金の加入手続は一緒に行ったと聞いたと説明しているが、申立人の夫は、申立人と異なり申立期間当初の昭和48年8月に手帳記号番号が払い出されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成3年3月まで
私の父は、私が学生だった20歳のときに、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は大学生が強制被保険者となった後の平成3年5月ごろに払い出されており、申立期間は、大学生が国民年金に任意加入とされていた時期の未加入期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の妹も、申立人と同様に3年3月まで国民年金に未加入であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から6年2月まで

私は、会社退職後、国民健康保険及び国民年金の加入手続を区役所で行った。最初の国民年金保険料はまとめて納付し、その後は度々納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続、加入時期、保険料の納付方法、納付した期間及び保険料額等の加入状況及び納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金に加入後、しばらくの間保険料を納付しておらず、最初にまとめて納付した保険料額は10万円ぐらいで、まとめて納付したのは1回のみであると説明しており、申立人は、申立期間直後の平成6年3月から同年9月までの期間の保険料7万7,100円を8年4月5日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できること、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 5 月までの期間及び平成元年 6 月から 2 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 62 年 5 月まで
② 平成元年 6 月から 2 年 6 月まで

私は、申立期間①については、所轄社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を年に 1 度まとめて納付していた。また、申立期間②についても、転居先の社会保険事務所で国民年金の再加入手続を行い、2 度納付した記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成 9 年 1 月時点では、申立期間はいずれも未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、当時社会保険事務所では国民年金の加入手続及び現年度保険料の収納は行っていなかったこと、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額と大きく相違していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は転居先の社会保険事務所で国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、当時社会保険事務所では、再加入手続及び現年度保険料の収納は行っていなかったこと、申立人は、当該期間において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人は任意継続の加入手続及び保険料の納付を社会保険事務所で行ったものと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年12月まで

私は、昭和55年1月に国民年金の加入手続を行い、年金の被保険者資格及び保険料納付月をつなげるため会社を退職してから納付していなかった国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の所持する国民年金手帳により、昭和55年1月26日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は、任意加入前の未加入期間で保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、学生のとくと失業しているときに、国民年金保険料の納付を求められ、母と一緒に金融機関又は郵便局に行き、母が私の保険料を納付するのを見ていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び被保険者資格の喪失手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金手帳を受領、所持した記憶が無い上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は国家公務員共済の組合証番号が付番されたものであり、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、平成 21 年 11 月 5 日に申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険加入期間の記録が統合されるまでは、申立期間①当初の昭和 62 年 7 月から申立期間②終期の元年 3 月までは連続した未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であったこと、申立人の兄も、申立人と同様、学生期間は国民年金に未加入であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から41年5月まで
② 昭和41年10月から43年3月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで

私は、国民年金加入手続時に申立期間①の国民年金保険料の免除の申請を行った。また、申立期間②及び③の保険料については追納した。申立期間①の保険料が免除ではなく未納とされ、申立期間②及び③の保険料が納付済みではなく免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人は、国民年金手帳の記号番号が夫と連番で払い出された昭和41年6月に夫と一緒に免除申請を行ったとしているが、夫婦はともに41年10月から申請免除期間となっており、免除申請手続は同年11月から42年1月までの間に夫婦一緒に行ったものと考えられ、当時、免除期間の始期は申請日の属する月より前の基準月（納期限が経過していない月）であったことから、当該時点で申請を行った場合には当該期間は免除期間とすることはできないこと、夫は、手帳記号番号払出日からみて、さかのぼって39年7月から41年7月までの期間が申請免除期間とされているが、夫は手帳記号番号払出時点で60歳まで保険料を納付したとしても国民年金受給資格期間を満たさなかったため、申請免除が認められた可能性があるものの、申立人は、受給資格期間を満たすことができない事情にはなかつ

たことなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人は、保険料の納付方法、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である上、さかのぼって追納したとする金額は当該期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の期間の国民年金保険料を免除されていたと認めることはできず、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から同年 12 月まで

私は、20 歳になった年の 12 月に国民年金の加入手続を区役所庁舎で行った。区職員にさかのぼって納付できると言われ、作成された納付書と国民年金保険料をまとめて父に渡し、銀行で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 54 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、区職員から保険料をさかのぼって納付できると説明を受け、申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 57 年 2 月に払い出され、当該払出時点で過年度納付することが可能であった 55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、それより以前の申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は上記の手帳記号番号払出当時に交付された国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私は、転居の際、区役所支所の職員から国民年金の加入手続と特例納付についての説明を受けた。その時点で納付可能な申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年7月に払い出され、申立人は、49年度の保険料を過年度納付していることが確認できるが、当時実施されていた第2回特例納付による保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧であること、申立人は、保険料をまとめて納付した際の領収書は1枚のみであったと説明しているが、特例納付保険料の納付書、領収書は、基本的に過年度保険料及び現年度保険料のそれとは別々に発行されることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月及び同年5月、同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月及び同年5月
② 昭和44年7月

私は、大学を卒業した後、団体に非常勤で勤務していた時期に国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市の「国民年金被保険者名簿」及び「国民年金手帳受払及び連名簿」から、申立人は、昭和45年1月20日に国民年金の加入手続をした際に、強制被保険者資格の取得日については、さかのぼって申立期間②直後の44年8月15日とされていることが確認できることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月及び同年2月

私は、市の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の種別変更手続をした時期、保険料の納付金額及び納付頻度についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間直後の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続はしなかったと説明している上、オンライン記録では、申立期間は未加入期間であるため、納付書が発行されておらず、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、夫に勧められて国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は途中から口座振替により納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間直前の昭和 59 年 9 月 14 日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載があり、申立人が当時居住していた市の名称が押印されていることから、申立人は、市役所に当該国民年金手帳を持参して資格喪失手続を行ったものと考えられる上、申立期間については、未加入期間であることから、納付書が発行されず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の納付額についての記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は会社を退職した都度、国民健康保険と国民年金の加入手続を行っており、申立期間についても、加入手続を行って国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額に関する記憶及び申立期間②に係る国民年金の住所変更手続に関する記憶が曖昧である

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者資格を取得した日として申立期間②直後の昭和 61 年 4 月 1 日の記載があり、資格取得日より前の各申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時に国民年金に係る年金手帳を交付された記憶が曖昧である上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 1 月まで

私は、会社を退職した昭和 60 年 9 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、同年 11 月に入社した会社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の 61 年 1 月までの間、区役所から送られてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録が平成 3 年 3 月に記録整備された結果、未加入期間から未納期間に訂正されていることが確認できるため、申立期間当時は納付書が発行されておらず、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金及び厚生年金保険のそれぞれの記号番号が記載されている年金手帳 2 冊を所持しているものの、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から54年10月までの期間及び58年1月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月から54年10月まで
② 昭和58年1月から59年3月まで

申立期間①については、父が加入手続を行い、保険料を納付してくれたと聞いており、申立期間②については、私が保険料を納付し領収証書も所持している。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、昭和59年5月に出力した年度別納付状況リストによれば、両期間とも「ムシカクキカン」と記載されており、申立期間①当時においては国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

申立期間②については、申立人は「当該期間の国民年金保険料の領収証書を所持している。」と主張しているが、この納付書・領収証書（納付者渡し分）は領収印が押されていない上、他に社会保険事務所送付分、収納機関用の2枚の複写用の同用紙のすべてがそろっていることから、申立人はこの期間の保険料を納付しようとして社会保険事務所（当時）で過年度納付書を作成してもらったものの保険料の納付は行わなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②に係る納付時期、納付場所等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から同年 12 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、「息子と娘は、20 歳から国民年金に加入した。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立期間当時に申立人及び申立人の兄の国民年金手帳の記号番号の払い出しの時期は、申立人の同払出し時期の昭和 52 年 3 月ごろに近い 52 年 2 月から同年 3 月ごろに払い出されており、申立人の兄の国民年金保険料の納付の開始時期は、申立人と同じ昭和 52 年 1 月から納付されていることが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 6 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続き及び申立期間当時の保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 10 月ごろに払い出されており、申立人は、「所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の申立人の手帳記号番号は、平成 2 年 10 月ごろに払い出されていることなどから、当時さかのぼって納付できる昭和 63 年 7 月以降の 2 年間の国民年金保険料を納付したため、申立人の申立期間の保険料が未納となっているものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から平成元年7月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続き及び申立期間当時の保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年8月ごろに払い出されており、申立人は、「所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の申立人の手帳記号番号は、平成3年8月ごろに払い出されていることなどから、当時さかのぼって納付できる平成元年8月以降の2年間の国民年金保険料を納付したため、申立人の申立期間の保険料が未納となっていると考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの期間、45年10月から46年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、47年4月から同年12月までの期間及び48年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和46年7月から同年9月まで
④ 昭和47年4月から同年12月まで
⑤ 昭和48年4月から50年12月まで

私の母は、国民年金の発足当時に私の国民年金の加入手続を行い、婚姻前である申立期間①については母が、婚姻後である申立期間の②、③、④及び⑤については妻がそれぞれ私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人の当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、同期間の保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況等を確認することができない。

また、申立人同様に、母親が国民年金保険料を納付し、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている申立人の次姉についても当該期間の国民年金保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人の当該期間に係る国民年金

保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする妻は、同期間の保険料額及び納付場所等に関する記憶が曖昧であり、申立期間②、③、④及び⑤のすべての期間における自身の保険料も未納である。このほか、申立人の妻が申立期間の②、③、④及び⑤の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

私が結婚して主人の両親と同居するようになったときに、義父は、私の国民年金の加入手続をして、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、婚姻後に義父が国民年金の加入手続をし、家族と一緒に保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、2回払い出されており、一つ目の手帳記号番号が払い出された昭和38年12月当時に発行された年金手帳には、申立人は、39年9月1日に被保険者資格を喪失していることが記載され、その後の資格取得記録がないことから、当該手帳記号番号で申立期間の保険料を納付したとは考えられないこと、二つ目の手帳記号番号は婚姻からおおよそ3年後の46年2月に払い出されており、申立人の義父が申立人の婚姻時から家族の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付することはできないこと、当該手帳記号番号により45年4月からの現年度保険料を納付しているが、申立人は義父から申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは聞いていないことなど、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から50年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳のときに父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、大学卒業後の昭和45年4月に父親が居住していた市とは別の区で払い出されており、父親が当該区で加入手続及び保険料を納付していたとは考えられないこと、手帳記号番号払出前の申立人が父親と同居していた40年9月から45年3月までの期間は学生期間であり、申立人の姉も学生期間の保険料は未納であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が20歳になったときに申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年3月まで

私の父は、昭和63年ころに、私の国民年金の加入勧奨を受け加入手続をして、さかのぼって約30万円の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和63年4月ごろに父親が国民年金の加入手続をしてくれて保険料をさかのぼって納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成4年6月ごろに払い出されており、大学在学時の任意加入適用期間の申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、昭和61年6月に住民票を実家から大学所在地に移しており、父親の居住していた町では申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付ができないこと、父親がさかのぼって納付してくれたとする金額は、申立期間の保険料額と大きく相違することなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、父親が国民年金の加入手続をしてくれたとする昭和63年当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8707

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年6月までの期間及び52年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から50年6月まで
② 昭和52年4月から同年11月まで

私は、申立期間当時居住していた市で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和59年8月に払い出され、申立人が現在所持する3冊の年金手帳にも被保険者資格取得日は「昭和59年4月1日」と記載されており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当時居住していた市で国民健康保険と一緒に加入手続をしたと説明しているが、その際に年金手帳を受領、所持していた記憶が曖昧であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年10月までの期間、4年12月、6年4月から9年10月までの期間及び11年8月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年10月まで
② 平成4年12月
③ 平成6年4月から9年10月まで
④ 平成11年8月から12年2月まで

私は、20歳になった時期に母に同行してもらって国民年金の加入手続を行い、婚姻して転居するまでの期間の国民年金保険料は、母が納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になった時期に母親に同行してもらって国民年金の加入手続を行ったと説明しているものの、加入手続の場所及び時期の記憶が曖昧であり、保険料の納付及び厚生年金保険加入期間前後の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続きに関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の加入手続及び保険料納付の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人には、平成9年11月4日に、当時加入していた厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立人は、当該基礎年金番号により、18年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に初めて国民年金の加入手続を行っており、その際、初めて国民年金被保険者となった日が同年9月21日とされていることが確認できるため、当該時点より前の申立期間は、すべて国民年金に未加入である期間となり、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 52 年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 52 年 3 月から同年 7 月まで

私は、当時、「年金は一日でも未加入や未納があると支払われない。」と聞かされていたので、厚生年金保険の資格喪失後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間①及び②より後の昭和 56 年 3 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「昭和 56 年 2 月 16 日」と記載されていることから、申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、いずれも平成 7 年 5 月 17 日に、未加入から未納へと記録が訂正された期間であることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から15年5月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から15年5月まで

私は、会社を退職して一人暮らしであった申立期間の国民年金保険料については申請免除されていた。しかし、実家に戻った平成15年2月か3月に両親から保険料を払っていないことを叱責され、市役所で追納の申込みをして自宅あてに郵送された納付書で、申立期間のうち13年7月から15年3月までの保険料を追納し、その後、15年4月及び同年5月の保険料を納付した。申立期間の保険料が追納済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によると、申立人が申立期間の保険料を免除申請していたことは確認できるものの、当該保険料の追納を申し出た記録は無い。

また、申立人が申立期間のうち平成13年7月から15年3月までの追納保険料を納付したとする金融機関には、該当する振込の控が見当たらず、申立人は、就職した15年6月よりも前に同年4月及び5月の保険料をコンビニエンスストアで納付したと説明するが、コンビニエンスストアでの国民年金保険料の納付は、16年2月1日以降に発行された納付書から可能となっており、当時の納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8714

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から 17 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から 17 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立期間の納付額、納付場所及び納付時期の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、平成 17 年 9 月 13 日から委託業者及び非常勤職員が、電話及び訪問により平日や休日に計 11 回にわたり、申立人に対して納付勧奨を行っていることが確認できる上、申立人は、申立期間直前の 20 歳になった 15 年*月から 16 年 3 月までの保険料は、学生納付特例を利用しており、平成 17 年度の保険料は平成 17 年 4 月に既に前納していることから、納付勧奨の対象となった保険料は申立期間内の保険料であると考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで

私の母は、昭和63年9月に区役所の本庁舎で私の国民年金の加入手続きを行い、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。母が同様に保険料を納付した兄は、学生期間の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、納付額の記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成3年11月に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時に、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年3月まで

私は、昭和46年に夫と義母に勧められて国民年金に加入したが、過去の未納保険料の納付書が送付されてきた際は納付していなかった。その後、特例納付が実施されていることを知り、55年6月頃に市役所内で受付窓口を設けていた社会保険事務所（当時）の担当者に、以前受け取った納付書を見せて、申立期間の保険料を特例納付したが、その時、領収書は交付されなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付したとする昭和55年6月時点は第3回特例納付の実施期間であり、申立人は特例納付した際の状況について具体的に説明しているものの、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の額と相違する。

また、申立人は、特例納付したとする時点で、既に昭和46年4月以降の保険料を納付していたものと考えられる上、申立人が所持する国民年金手帳には資格取得日として44年12月21日の記載があることから、当該時点以前に厚生年金保険の加入期間があることも把握されていたと考えられるため、申立人は特例納付しなければ60歳到達時まで保険料を納付しても年金の受給資格期間を満たせない状況ではなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年2月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月から同年6月まで

私は、会社を退職後の平成20年2月に国民健康保険の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請手続を行った。申立期間の保険料が免除とされず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人が免除申請手続を行ったとする区が国民年金に係る各種届の受付、審査及び社会保険事務所（当時）への進達書類の作成等に使用している「国民年金システム」における申立人の免除記録には、平成18年6月14日に平成18年度分の申請を受け付けた後、21年4月21日に20年度分の申請を受け付けており、申立期間に係る19年度分の申請を受け付けた記録は無い。

また、オンライン記録により、申立人は、平成20年10月24日現在で作成された勸奨関連対象者一覧に含まれ、同年2月1日から国民年金未適用者となり、一覧作成時点で国民年金に再加入していなかったことが確認でき、申立人は、21年4月1日に保険料の免除申請を行った際に（当該申請は所轄社会保険事務所において行われたことから、その後に申立人が居住する区にその旨が連絡されている。）国民年金被保険者関係届書を提出しており、申立人は、当該免除申請時点で国民年金に加入していなかったことから当該届出書を提出したものと考えられることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月まで

私たち夫婦は、昭和 50 年に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付しており、4 年以上もの長期間の保険料を納付しなかったはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦の保険料を主に納付したとする申立人は、申立期間の保険料の納付頻度、保険料額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 5 月に連番で払い出され、夫婦は同年 4 月から保険料の納付を開始しており、その後申立人が 60 歳に到達するまで、夫婦の現年度納付、過年度納付及び前納による納付済期間及び納付時期の納付記録と申立人の厚生年金保険加入期間（妻は第 3 号被保険者期間）の一部に係る還付記録はすべて同一であり、保険料を一緒に納付していたとする妻も申立期間の保険料が未納であること、夫婦が当時居住していた区では当時 3 か月ごとに保険料納付書を発行しており、4 年を超える申立期間について継続して夫婦二人分の保険料の収納事務処理に誤りがあったとは考えにくいこと、申立期間直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができなかった期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会における口頭意見陳述において、申立人は、当時の手帳

に申立期間の保険料の未納や督促等に関する記載は無く、未納の問題は無かったはずと述べているが、手帳に保険料に関する記載が無いことが申立期間の保険料の納付を示すものではなく、ほかに、申立人から納付していたことをうかがわせる説明は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月まで

私たち夫婦は、昭和 50 年に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付しており、4 年以上もの長期間の保険料を納付しなかったはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦の保険料を主に納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料の納付頻度、保険料額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 5 月に連番で払い出され、夫婦は同年 4 月から保険料の納付を開始しており、その後夫が 60 歳に到達するまで、夫婦の現年度納付、過年度納付及び前納による納付済期間及び納付時期の納付記録と申立人の第 3 号被保険者期間（夫は厚生年金保険加入期間）の一部に係る還付記録はすべて同一であり、保険料を一緒に納付していたとする夫も申立期間の保険料が未納であること、夫婦が当時居住していた区では当時 3 か月ごとに保険料納付書を発行しており、4 年を超える申立期間について継続して夫婦二人分の保険料の収納事務処理に誤りがあったとは考えにくいこと、申立期間直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができなかった期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会における口頭意見陳述において、申立人の夫は、当時の

手帳に申立期間の保険料の未納や督促等に関する記載は無く、未納の問題は無かったはずと述べているが、手帳に保険料に関する記載が無いことが申立期間の保険料の納付を示すものではなく、ほかに、申立人の夫から納付していたことをうかがわせる説明は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年9月まで

私の母は、私が20歳で学生であった時に私の国民年金の加入手続きを行い、学生の期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、母親から手帳を受け取ったことは無いとしていること、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、初めて厚生年金保険の被保険者となった日が申立期間直後の平成3年10月1日とされており、申立期間は大学在学中の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年12月まで

私の父は、私が大学を卒業した後に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を口座振替で納付してくれていた。父名義の預金通帳に保険料の引き落としが記帳されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は、申立人の保険料を口座振替により納付していたことを示す資料として、自身の預金通帳（写）を提出しており、当該通帳には、昭和51年10月から59年12月分までの一人分の付加保険料を含む国民年金保険料を振替していることが記帳されている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年3月ごろに払い出され、父親が所持する61年4月1日付けの領収証書により、申立人は、その時点で過年度納付が可能であった59年1月から60年3月までの保険料を口座振替以外の方法で納付していることが確認できること、オンライン記録から、申立人の母親は上記の口座振替が記帳されている期間について付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることが確認できることから、父親の預金口座からの保険料振替分は母親のものと認められるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの期間、8年1月から9年3月までの期間、10年4月から12年9月までの期間及び13年7月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年3月まで
② 平成8年1月から9年3月まで
③ 平成10年4月から12年9月まで
④ 平成13年7月から14年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、兄が結婚するまでは兄の国民年金保険料と一緒に、その後は私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、申立人の国民年金の加入手続、年金手帳の受領及び厚生年金保険から国民年金への切替^{あいまい}手続についての記憶が曖昧である。

申立期間①、②及び③のうち平成10年4月から同年8月までの期間については、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人には平成10年9月に基礎年金番号が付番されたことがオンライン記録から確認でき、当該付番時点まではこれらの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、母親は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていることなど、申立人の母親がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

申立期間③のうち平成 10 年 9 月から 12 年 9 月までの期間については、オンライン記録から、14 年 6 月 14 日に過年度保険料の納付書が発行されていることが確認でき、当該時点では当該期間のうち 12 年 5 月以降の保険料を納付することが可能であったが、母親は、過年度保険料納付書を受け取ってさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、オンライン記録から、申立人に対して、平成 13 年 7 月 1 日から国民年金未適用者であったために加入勧奨が行われたが、未適用者一覧表が作成された 15 年 2 月 25 日時点でも未加入で、その後も加入手続がとられていないことが確認でき、当該期間は未加入であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8724

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 48 年に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 58 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、第 3 号被保険者制度が発足した 61 年 4 月 1 日に同被保険者資格を取得したことが記載され、被保険者台帳にも 58 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失したことが記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月まで
私の夫は、昭和 55 年 9 月に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする夫は、金融機関の窓口備付けの公共料金の振込用紙を使用して保険料を納付したと説明しているが、当時申立人が居住していた市の納付方法と相違する。

また、当該市が保管する被保険者名簿には、申立人が国民年金に加入した昭和 55 年 9 月から転出した 57 年 3 月までの部分は保険料が未納であることを示す「未」と記載されていることが確認でき、さらに、当該市が保管する昭和 55 年度及び 56 年度の国民年金保険料収滞納一覧表（56 年 4 月 24 日現在及び 57 年 4 月 30 日現在で作成）でも申立期間の保険料は未納であったことが確認できるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8727

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。結婚して半年間保険料を納付した後、何も理由がないのに喪失手続きをするはずがない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳の資格喪失欄には昭和 60 年 9 月 6 日と記載され、当時居住していた区の印が押されており、オンライン記録と一致しているほか、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付場所、納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続をし、大学生になるまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は、申立人の国民年金の加入手続の時期、保険料の納付方法、納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 4 年 1 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年7月まで

私は、昭和46年3月ごろに夫の転勤のため転居し、転居後しばらくして国民年金の加入手続をし、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当初、自身で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったことは無く、夫の会社を通じて保険料を納付していたと説明しているなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持するオレンジ色の国民年金手帳には、昭和52年8月に国民年金に任意加入し資格取得していることが記載されており、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月

私は、平成9年4月に厚生年金保険の適用事業所を退職してから、国民年金の加入手続をし、1か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った記録は無く、申立期間は未加入期間とされているため、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、退職後に国民年金の加入手続を住所地の区役所窓口で行い、その場で印字された保険料の納付書を渡されたと説明しているが、当時の当該区役所窓口では、特段の事情がない限りその場で納付書を発行することはなく、その場で納付書を印字することはできなかつたほか、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8731

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私は、国民年金加入期間の国民年金保険料は漏れなく納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間において国民年金に再加入した記憶が無いほか、保険料の納付に関する記憶も曖昧である。

また、申立期間は平成13年3月に追加された期間であることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年3月から同年10月まで
私の元妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする元妻からは申立人の希望から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 25 日まで
ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金は受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 か月後の昭和 22 年 6 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を受給した申立人の同僚は、「入社後 2、3 年の在職期間の者は脱退手当金を受け取っていた記憶があり、庶務課が従業員に代わって手続をしていた。」と証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月16日から40年10月9日まで
② 昭和41年4月1日から42年8月16日まで
③ 昭和42年10月1日から43年8月1日まで

平成22年2月に、年金事務所の職員が家に来たことがきっかけで、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②及び③に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されている上、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月10日から45年8月1日まで
ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から33年11月1日まで
平成21年に、厚生年金保険の期間照会についての回答が来たときに、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときするときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年11月1日の前後2年以内に資格喪失した者21名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16名が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち4名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和33年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から35年10月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和28年11月1日から29年10月30日までの期間の厚生年金保険の加入記録がA社になっているが、当該期間はB社の誤りである。申立期間はA社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和30年12月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所になっていないこと、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できないこと、当時の代表者の所在が不明であることから申立期間の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は昭和28年11月1日から29年10月30日までの期間について、「厚生年金保険の加入記録はA社となっているが、当該期間はB社の誤りである。」と主張しているところ、申立人が記憶している上司及び同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認することができ、うち同僚の一人は、「当該期間は申立人と一緒に勤務をしていた。申立人が記憶している同僚も知っている。一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人は当該期間において、同社同支店に勤務していたと判断できる。

さらに、申立人は「A社に二度勤務したことは無い。」と供述している。

なお、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和46年7月1日からで、申立期間は適用事業所とはなっていない上、オンライン記録にも申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月30日から33年10月20日まで
A社(現在は、B社)、C社及びD社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社及びD社について、申立人が記憶しているD社の所在地と商業登記簿謄本に記載されているA社の所在地は同一であることが確認でき、申立人は、「朝と夜はD社で働き、社名はA社であったと思う。D社には住み込みで働いていた。」と供述していることから、申立人が勤務していたとする事業所は、当時の事業主の会社兼自宅であることがうかがえる。

また、B社の取締役によると、「A社は昭和27年2月6日に設立された会社で、事業内容は不動産賃貸業であり、従業員は無く、社会保険の適用は無かった。」と供述していることから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、C社については、上記取締役によると、「当時のA社における代表者の兄弟が経営していた土産屋であるが、既に兄弟は死亡しており、当時のことは分からない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、A社、C社及びD社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、C社及びD社については所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月31日から26年4月1日まで
A事務所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同事務所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事務所の適用事業所名が記録されていることから、申立人が勤務していたとする事務所は当該事業所であると推認できる。

しかし、A事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名を確認することができない。

また、A事務所に係る人事記録及び社会保険関係の記録管理を引き継いだB局に照会した結果、同局管轄内の事業所において、申立期間に係る申立人の雇用及び社会保険関係に関する関連書類は確認できないと回答している。

さらに、A事務所に係る上記被保険者名簿から、従業員13名に照会したところ、1名から回答があったが、申立人を記憶しておらず、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

なお、申立人は「A事務所からC社に身分のみ転籍になり同社から退職金をもらった。」と供述しているところ、C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できず、B局は転籍による身分の変更については「分からない。」と回答していることから、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から36年11月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間は定かではないが、同社に勤務していたことは確かであり、社会保険料を給与から控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の従業員に係る人事記録や賃金台帳等は火災によりすべて焼失していることから、申立人が申立期間に勤務していたか否かは分からないと回答しており、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等については確認することができない。

また、申立人が記憶している上司及び同僚は既に死亡しているため、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間及び申立期間前後に厚生年金保険に加入していることが確認できる6人の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者は無く、照会内容についていずれも「覚えていない。」と供述しており、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から26年3月まで
昭和20年12月から退職する26年3月まで、A社で経理担当者として継続勤務していた。同僚の名前を記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人が記憶している同僚3名のうち、2名については、申立期間前に同社を退職し、住所が不明であること、1名については同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載が無いこと、及び同名簿から従業員8名に照会をしたが申立人を記憶している者はいなかったことから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者は所在が不明であることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和27年6月から35年12月まで勤務していたことは確かであり、前任者の退職日を確認すれば入社日が確認できるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員及び同僚の証言並びに申立人が業務を引き継いだと主張している前任者の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、厚生年金保険の加入状況について、資料が残されておらず、事実関係が確認できないことから不明としており、同社は、厚生年金保険に加入させていない期間については、給料から保険料控除はしていないとしている。

また、申立人は「自分と同じ日に入社した従業員はいないと思う。自分だけであった。」と主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日である昭和27年11月1日に厚生年金保険の資格を取得している6人の従業員が確認でき、そのうちの一人は、「昭和27年7月か同年8月に入社したが、一人だけの採用であった。自分の入社日と厚生年金保険の加入日は違っており、社会保険担当がそのころ入社した従業員を後でまとめて加入手続したと思う。」と供述している。

さらに、申立期間の前後の期間である昭和25年7月1日及び28年1月10日にA社で厚生年金保険の資格取得をしている従業員は、「入社日と資格取得日に数か月の相違がある。」と供述している。

以上のことから、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年8月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和35年3月に専門学校を卒業し、同年4月に同社に入社し、同年4月分から給与明細書にて失業保険料、健康保険料、厚生年金保険料について控除されていた。申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたのは確かなので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に勤務していた同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間に同社同支店（適用事業所名はA社C支店となっている。）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社C支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社本社は、「当時の資料が無く、厚生年金保険の加入状況等について確認できず、不明である。」と回答している。

そこで、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚等12人に照会を行ったところ、全員から回答があり、そのうち8人は厚生年金保険の取扱いについて不明としているが、4人は「申立人と同じA社B支店に昭和35年4月に入社し、厚生年金保険被保険者の資格取得日も申立人と同じ同年8月1日である。」と供述している。

また、上記従業員4人のうち3人は、「入社当時は厚生年金保険に加入していなかった。3か月か4か月の試用期間があり、厚生年金保険料は控除されていなかった。特に、現地採用者はこのような雇用形態であったと思う。」と供述しており、そのうちの一人は、「本社採用や役付きの人を除いて、専門学校を卒業して現地採用された人は試用期間があり、自分もそうであった。」と詳細に供述している。さらに、別の一人は、「試

用期間があったか分からないが、入社後、4か月を経過した後に年金手帳を渡された記憶がある。」と供述している。

以上のことから、A社C支店では、現地採用者について、入社後、一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年4月1日まで
ねんきん定期便により、A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料支払明細書の給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成9年4月から同年12月までの期間は、申立人から提出された給料支払明細書における報酬月額から、また、10年1月から同年3月までの期間は、A社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における報酬月額から、オンライン記録より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立期間のうち、平成9年4月から同年6月までの期間についてみると、上記給料支払明細書により確認できる報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の41万円より高い47万円であることが確認できる。

しかし、A社は、「申立人本人の希望により、申立人の報酬額とその妻の報酬額を一括した給料支払明細書を作成し支給していた。そのため、二人分の給与支給総額が給料支払明細書に記載されている。」と回答しているところ、同社から提出された上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立期間における申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているこ

とが確認できることから、特例法における保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成9年7月から10年3月までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）がオンライン記録の標準報酬月額（41万円）と一致していることが確認できることから、特例法における保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月11日から同年11月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和32年3月11日から勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に同時期に入社したとする同僚2名の供述及び当該同僚の一人から提出のあった退職所得の源泉徴収票に記載された同社への就職年月日から判断すると、申立人が昭和32年3月11日から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、上記同僚及び入社後6か月間の試用期間があったと供述している従業員1名は、いずれも入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社においては、当時、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、B社では、申立期間当時の資料を保存しておらず、当時の社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から30年5月13日まで
② 昭和32年3月から同年7月1日まで
③ 昭和36年6月から同年10月10日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②、C社に勤務していた期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における複数の元従業員の供述から、申立人が昭和29年3月に入社し勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と一緒にA社に入社したとする元従業員は、所持している同社での厚生年金保険被保険者証について、入社後の昭和30年5月に交付されたとしており、同社入社後約1年間は見習期間だったと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、照会した元従業員6名は、昭和29年2月から同年4月に入社したとしているが、その全員が、申立人と同様に、30年5月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和40年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間から継続してB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当該期間当時、事業主の子で、B社で钣金・塗装の仕事をしていた後の代表取締役は、その当時は見習期間があり、その間は厚生年金保険料は給与から控除

されていなかったのではないかと供述しているところ、申立人は、钣金・塗装の仕事は初めてであり、同社では見習から始めたと供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間②当時に被保険者資格を有する元従業員に照会したところ、申立人を記憶していた者がいたが、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和49年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主及び総務経理担当者は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間から継続してC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社の元工場長は、当該期間当時、钣金・塗装の職人は3か月から4か月で給与の多いところに転職するものが多くいたので、同社では従業員により、入社後すぐに厚生年金保険に加入させたり、加入させなかったりしていたと供述している。

また、申立人は、C社での同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C社に係るオンライン記録によると、同社は昭和61年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から36年10月25日まで
② 昭和41年4月から43年5月30日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に間違いなく勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人と共にA社に昭和32年4月に入社した二人の同僚の供述により、申立人は、申立期間①に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、上記同期の二人は、申立人と同様に昭和36年10月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、昭和32年5月21日から36年10月24日の間に被保険者資格を取得した者がおらず、32年から35年に入社したと供述する9人を含む12人が、同名簿により36年10月25日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A社は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないが、申立人は申立期間②当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の事業主は既に死亡しており、当時の書類は廃棄しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないと回答している。

また、複数の同僚は、B社には試用期間があり、同期間中は厚生年金保険料は控除

されていなかった旨供述している。

さらに、別の同僚の一人は、当時、短期間で辞める者もいたことから、社長の判断で試用期間が人によって異なっていた可能性がある旨供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月29日から同年12月1日まで
A法人に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は昭和42年9月までA法人に勤務し、同年10月に同法人ゴルフ場に異動し、申立期間も継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A法人に係る申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和42年9月29日となっており、申立人に係る雇用保険の離職日(昭和42年9月28日)と符合している。

また、A法人Bゴルフ場は、昭和42年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年10月1日に入社し、社会保険事務を担当したとする従業員は、申立人の給与は同年10月から支払っていたが、同ゴルフ場が厚生年金保険の適用事業所となる前は給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している。

また、A法人及びA法人Bゴルフ場は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から41年10月19日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び上司の供述により、勤務期間を特定することはできないが、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社から提出された申立期間当時の社員名簿には申立人の名前は無く、A社における申立人の勤務期間を確認することはできない。

また、B社は、社員名簿以外の人事記録等を保存していないため、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することはできないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間については、国民年金保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月ごろから24年6月30日ごろまで
A軍B基地に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該基地には、実兄及び義兄と一緒に勤務しており、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A軍B基地で実兄及び義兄と一緒に営繕の仕事をしていたと申し立てている。

しかし、A軍要員に対する厚生年金保険の適用については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件（昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局から各都道府県知事あて通知）」により、厚生年金保険の適用は昭和24年4月1日からとされているため、申立期間のうち、同年3月31日以前の期間については、厚生年金保険の加入期間ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、A軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、当該施設の所在する都道府県に置かれた渉外労務管理事務所において行われていたところ、申立期間当時のA軍B基地に係る社会保険事務を引き継いだC省D局E事務所は、「申立期間当時における申立人の厚生年金保険の加入記録を裏付ける資料は確認できない。

また、A軍B基地に係る厚生年金保険の取扱いについて、申立期間当時の資料が無いため、確認できない。」と供述していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする実兄は、当該実兄に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が申立期間の事業所の所在地として申し出ている事業所とは異なるF県G事務所において、申立期間中の昭和24年4月18日に厚生年金保

険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間と一緒に勤務したとする実兄及び義兄は、既に死亡しているため、申立期間当時の勤務状況について確認することができない。

また、A軍B基地に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名等の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から平成3年8月21日まで

A社の同僚の申立てにより、厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっていることが分かった。同社の事業主に同社の自社株を売ってくれば給料を65万円にするからと言われ、実際に振り込まれた記憶がある。また裁判所の和解書の中の一部に社会保険料の支払金額が記載されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち昭和62年11月から63年2月までの期間について、同年3月5日付けで、当初47万円（健康保険の標準報酬月額は65万円）と記録されていたものが41万円に減額訂正されていることは確認できる。

しかし、申立人と同日の昭和62年11月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員18人のうち62年3月5日付けでさかのぼって標準報酬月額の減額訂正が行われたのは申立人のみである上、申立人の63年3月以降の標準報酬月額は、同年10月1日の定時決定で41万円、平成元年7月1日の随時改定で20万円、同年10月1日及び2年10月1日の定時決定で20万円と記録されており、さかのぼって減額訂正が行われる等の不自然な処理は見られない。

また、申立人から提出されたA社との和解書には、「被告Aは原告（申立人）に対し退職金として金4,560万円を平成3年5月8日に原告代理人事務所に持参して支払い、原告はこれと引換えに同被告に対し同被告が原告のために立替払した社会保険料794,200円を支払う。」と記載されていることは確認できるが、立替払の期間について記載が無いことから、当該社会保険料がいつの期間の社会保険料か特定することができない。

そこで、A社の申立期間当時の事業主に当該和解内容について照会したが回答は無く、また、当該和解処理に当たった弁護士に照会したところ、「資料は残っておらず、和解内容については不明である。」と回答しており、当該立替払が行われた社会保険料の内訳について確認することができない。

さらに、A社の上記事業主は、「申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しているため、同社の事業主から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、A社における申立期間当時の社会保険事務手続担当者は、「従業員の給与から、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づき保険料を控除していた。」と回答している上、同社の従業員から提出された平成3年及び4年分の源泉徴収票の社会保険料控除額を基に標準報酬月額を試算したところ、当該従業員の標準報酬月額は、オンライン記録とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、このほか、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12533 (事案 1816 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年ごろから31年1月20日まで
② 昭和32年11月1日から33年ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。昭和28年から33年まで同社に継続して勤務しており、今回、新たに二人の同僚の氏名を思い出したので、併せて提出する当時の社員旅行の写真と共に調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人のA社における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等が得られないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、A社における当時の同僚二人の氏名を新たに思い出した旨主張しているところ、当該二人の同僚のうち一人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることは確認できる。

しかしながら、A社が昭和31年に実施した社員旅行において撮影されたものであるとして、申立人から今回新たに提出のあった写真等を基に照会したところ、上記同僚は、「A社に、昭和31年夏ごろから申立人が勤務し、修理の仕事をしていたことを思い出したが、それ以前の記憶は無い。」と供述している。

また、上記同僚は、「自分は昭和32年2月にA社を退職した。」旨供述しており、このことは上記被保険者名簿において当該同僚の資格喪失日が昭和32年3月1日と記録されていることから確認できることから、当該同僚から申立人の申立期間②における勤務の実態について確認することができない。

さらに、上記同僚は、「当時の厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時、事業主から給与明細書をもらった記憶も無い。」旨供述している。

加えて、上記二人の同僚のうち、もう一人については、申立人はその名前のみで姓を記憶していないため当該同僚を特定できず、連絡先も不明であるため供述が得られない。

したがって、上記二人の同僚からは、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

一方、今回の再申立てを受けて実施した口頭意見陳述において、申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての供述が具体的であることから判断すると、申立人は、昭和30年ごろには同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立期間①については、A社の当時の複数の従業員について、同社に入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも3か月程度となっている状況が認められる。

また、申立人は、当該口頭意見陳述において、「当時、A社には事務員がおらず、B社からA社への転職に係る事務手続も、きちんと行われていなかったと思う。」旨供述している。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、申立人について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除並びに申立期間②における勤務の実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、また、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月中旬から20年1月1日まで
② 昭和20年3月20日から同年4月末ごろまで
③ 昭和20年5月初旬から同年9月末日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社C工場に勤務した申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の当時の従業員の供述及び申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、始期を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、健康保険・厚生年金保険事業所名簿の記録では、A社は昭和20年10月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事情を確認できる役員等も見当たらないため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた上司や同僚は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、これらの者から当時の厚生年金保険料の給与からの控除や当時のA社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、「自分より早く会社に入社した。」として申立人が記憶していた親族は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、申立人と同日の昭和20年1月1日であることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿から申立人と同日の昭和20年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、「自分は、A社における被保険者資格取得日より約2か月前に同社に入社している。また、当時、同社では、採用した従業

員について、入社後に試用期間を設け、当該期間経過後に正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いであったと記憶している。」旨供述している。

また、上記被保険者名簿の記録では、申立人と同日の昭和 20 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員が多数確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、従業員を採用してから相当期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、上記被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日は、昭和 20 年 1 月 1 日ですべて一致していることから、社会保険出張所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当該期間以前から引き続きA社に勤務していた旨申し立てしているところ、上記のとおり、事業主及び申立人が記憶していた同僚からは回答及び供述が得られない上、連絡の取れた同社の当時の従業員は、いずれも申立人の氏名を記憶していない旨供述しているため、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社における被保険者資格喪失日が昭和 20 年 3 月 20 日と記録されていることが確認でき、これは、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格喪失日と一致している。

- 3 申立期間③については、申立人は、B社C工場に正社員（事務員）として勤務していた旨申し立てている。

しかし、B社C工場については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社では、申立期間③当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

さらに、B社の担当者は、「『C工場』という名称の工場は当社には無く、また、同工場が製造していたとする製品についても、昭和 20 年当時、当社では製造する工場が無かったはずである。」旨供述している。

加えて、申立人は、申立期間③当時の上司や同僚を含む関係者の氏名を記憶していないか、又は記憶していても姓のみであるためこれらの者を特定できず、連絡先も不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月ごろから28年11月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは、年金の裁定請求時から主張しており、また、「消えた年金は支給してもらえ。」とテレビでも放送していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

A社の当時の従業員の供述及び申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社では、「申立期間当時の従業員に係る資料を保存していない上、当社の当時の代表者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるが、給与から社会保険料を控除しておきながら、資格取得日に係る届出がなされなかったとは考え難い。」旨回答している。

また、申立人が記憶していた同僚は連絡先が不明であるため供述が得られない上、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、当時の同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における加入記録は無い上、申立期間について上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年6月25日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年10月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年6月25日まで

A事業所（昭和18年12月18日にB社C工場に名称変更。以下同じ。）に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社D工場に勤務した申立期間②について、労働者年金保険及び厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②にそれぞれの事業所に勤務していたので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録及び当時の代表者の親族の供述等から判断すると、申立人は、当該期間に同所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、「改」との記載が確認できるところ、この記載は、昭和19年6月1日の制度改正によって労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者の適用範囲が拡大されたことにより被保険者になったことを表すものであることから、逆にその前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったことを裏付けている。

また、上記被保険者名簿から申立期間①当時にA事業所において健康保険に加入していることが確認できるすべての従業員からは供述が得られないが、これらすべての従業員は、旧台帳及びオンライン記録では、申立人と同様、いずれも昭和19年10月1日よ

り前の期間において労働者年金保険の被保険者記録が無く、また、旧台帳において、申立人と同様に「改」との記載が確認できる者が多数認められることから、申立期間①当時、同所は労働者年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿において年金記号番号が払い出されていることが確認できるすべての従業員（申立人を含む。）は、年金手帳番号払出簿では、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記録されているところ、厚生年金保険法では、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、B社D工場に勤務していた旨申し立てている。

しかし、B社D工場は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社C工場及び同社D工場の当時の代表者並びに申立人が記憶していた二人の同僚は、いずれも既に死亡しているか、又は供述が得られないため、申立人の申立期間②における勤務の実態について確認することができない。

また、上記代表者の親族は、「申立人がB社D工場に勤務していたかどうかは不明である。」旨供述している。

さらに、上記二人の同僚については、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、共に氏名が記載されておらず、このことから同社同工場では、申立期間②当時、従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間②について上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から同年11月1日まで
A事務所に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA事務所における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年4月から10年7月までの期間は17万円、同年8月から同年10月までの申立期間は11万円と記録されているところ、申立人は、「申立期間当時、自分の給与基本給が6万円も下がったという記憶は無い。」として、実際に支給された給与の月額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、オンライン記録では、A事務所は平成13年12月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同事務所の当時の代表者とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録では、申立人と同様、平成10年8月の随時改定により厚生年金保険の標準報酬月額が減額されているA事務所の従業員が、少なくとも7人確認できる。

さらに、上記複数の従業員のうち一人は、当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているものの、「申立期間当時、自分は、A事務所の総務・経理担当者から「社会保険料の滞納額を増やさないようにするため、社会保険事務所（当時）に届け出る報酬月額を低くする。」旨の説明を受け、これに同意した。給与から控除されていた厚生年金保険料は、届出額に見合う金額であったと記憶している。」旨供述している。

加えて、オンライン記録では、申立人に係る平成10年8月の厚生年金保険の標準報

酬月額が随時改定が、同年8月11日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける申立期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 12 月 1 日まで
A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務し、同事業所を通じて B 事業所の設計業務に従事していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の当時の複数の従業員の供述及び同事業所に勤務していた当時の状況についての申立人の具体的な供述から判断すると、始期を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、同事業所が名称変更を行い、C 事業所として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 26 年 12 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録では、A 事業所は昭和 35 年 10 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同事業所の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた 4 人は、いずれも、同日以前は申立人と同様同事業所において設計業務に従事していた旨供述しているものの、同日以前に在籍していた事業所として、同事業所ではない別の事業所名を挙げており、また、いずれも、当該別事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、同日以前は当該別事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、上記従業員のうち一人は、「当時、自分は申立人に誘われてA事業所において設計業務に従事していたが、同事業所では健康保険及び厚生年金保険に加入できなかったため、同事業所とは別に設立された親戚の事業所を派遣元事業所として厚生年金保険に加入し、また、給与も当該派遣元事業所から支給されるようにしてもらった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12541 (事案 4967 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から同年12月21日まで
② 昭和34年5月1日から同年12月21日まで

前回、昭和31年から34年まで、毎年季節労働でA事業所(現在は、B事業所)C担当区に勤務した期間のうち、32年5月1日から同年12月16日までの期間、33年8月1日から同年12月20日までの期間及び34年5月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、申立期間のうち32年5月1日から同年12月16日までの期間については、同僚の「申立人も同事業所C担当区と一緒に勤務していた。厚生年金保険は全員加入していたと思う。」との回答から記録訂正が認められたが、33年及び34年については、記録訂正できないと通知を受けた。

しかし、昭和31年から34年まで毎年季節労働でA事業所C担当区に勤めたことは確かなので、再度調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①(前回の申立てでは、昭和33年8月1日から同年12月20日まで)及び②(前回の申立てでは、昭和34年5月1日から同年12月1日まで)については、申立人は、A事業所C担当区に勤務したと申し立てているが、社会保険事務所(当時)の保管する同事業所C担当区及び同事業所D担当区健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚7人は、いずれも当該期間について、同事業所D担当区で厚生年金保険に加入していること等の理由から、平成21年11月5日付けで既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、今回、申立人は、A事業所の同僚と昭和35年1月から同年3月まで一緒に失業手当を受給したので、当該同僚に確認してほしいと申し立てているが、当該同僚は、「昭和30年か31年ごろからA事業所に勤務してE部で申立人も一緒だった。

しかし、34年度は所属がF部であったから、申立人がいつ失業保険を受けたかは分からない。」と回答している。

また、申立人は、「A事業所の職員組合の元役員が、「申立人は昭和31年から34年12月まで同事業所に勤め、職員組合の名簿にも名前がある。」と言っている。」と申し立てているが、当該元役員は、「組合活動中に申立人に会ったのは事実であるが、それがいつかまで覚えていない。また、当時の組合の名簿に申立人の名前が載っているということを言ったことはない。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和33年度は5月1日からA事業所に勤務した。」と申し立てているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和33年度は全被保険者の資格取得日が33年8月1日と記載されていることが確認できる。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、各申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から20年5月まで

A社B製作所C工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。学徒動員により同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のA社B製作所C工場での仕事内容及び学徒動員などについての供述内容が同社C工場における申立期間当時の複数の従業員の回答及びD大学学園百年史の記述と合致することから、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤労学徒として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B製作所C工場を引き継いだE社は、「当時の資料は保存されていないため、社会保険の取扱いについて不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B製作所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同年代の従業員で、連絡先の判明した11名に照会したところ、6名（一般従業員3名、養成工3名）から回答を得たが、いずれも当時の厚生年金保険の取扱いについて記憶していないため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、後にA社で労働組合の委員長を勤めた従業員は、「勤労学徒は社会保険に加入していなかったと思う。F大学から勤労学徒として勤務していたことがある元従業員も学徒として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は無いと話していたことを記憶している。」と述べており、同社C工場において、勤労学徒を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、学徒の勤労働員が通年化した後の昭和19年5月には、労働者年金保険法施

行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない旨規定されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで
② 平成元年 9 月 21 日から 2 年 4 月 1 日まで
③ 平成 3 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務した期間のうち申立期間②、C社に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本に記載されている本店住所あてに郵送により照会したものの、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、同社の代表取締役は連絡先が不明であるため、同社及び代表取締役から申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の同僚について、申立人は名字のみ記憶しており、連絡先が不明であるため、同僚から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間①のうち、昭和 61 年 8 月から 63 年 4 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、オンライン記録により、平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており（以下「新規適用」という。）、申立期間②は適用事業所となっ

ていないことが確認できる。

また、B社及び同社の事業主に申立人の申立期間②の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答が無いため、同社及び事業主から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、B社の新規適用時の平成2年4月1日に被保険者資格を取得した元従業員2名に照会したところ、1名から「昭和63年11月に同社に入社したが、厚生年金保険料の控除については、記憶していない。また、申立期間②に係る給与明細書等を保有していない。」と回答があったため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、オンライン記録によると、申立期間②のうち平成元年9月から12月までの期間及び2年3月について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、オンライン記録により、平成3年9月1日に新規適用となっており、申立期間③は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社の代表取締役は、「当社が適用事業所になったのは、平成3年9月1日なので、それ以前は厚生年金保険に加入していなかった。申立人が経理を含めて社会保険事務を担当していたので、加入していないのに厚生年金保険料を控除していたということはないはず。」と供述しているところ、同社の元従業員は、「平成3年6月に同社に入社して、3か月間は厚生年金保険に未加入であった。申立人は経理を担当していて、私の厚生年金保険の加入手続は申立人が行ったと記憶している。」と回答している。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 5 日から 52 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社直後から健康保険組合に加入しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB健康保険組合の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は、昭和 51 年 10 月 1 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、同社は、申立人の厚生年金保険及び厚生年金基金の被保険者資格取得日を昭和 52 年 4 月 1 日と届けていることが確認できる。

また、上記B健康保険組合の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び上記A社の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、昭和 51 年 5 月から 52 年 10 月までの期間に、健康保険組合及び厚生年金保険に加入している 35 人について、それぞれの被保険者資格取得日を調査したところ、健康保険組合と厚生年金保険の被保険者資格取得日が 1 か月以上相違している者が 25 人確認できたことから、同社では、申立期間当時、従業員を健康保険組合と厚生年金保険に同時に加入させる取扱いではなかったことが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「健康保険組合及び厚生年金保険について、それぞれの被保険者資格取得届を行った日から保険料を控除していた。」と回答していることから、同社の事業主から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで
申立期間にアルバイトでA社（現在は、B社）C営業所に勤務し、毎月の給料から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の当社の組織図には申立人の氏名は無い。申立人が勤務していたとすれば、アルバイトであったと考えられるが、当時、アルバイトは社会保険に加入させていなかった上、当社では厚生年金保険と健康保険組合の届出は複写式で行っているところ、申立人の健康保険組合の加入履歴が無い。」と回答しているため、同社から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の総務担当者は、申立人の「保険料が天引きされていた。」とする主張について、「アルバイトから保険料を控除することはない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、A社に勤務した複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいないため、同社の従業員から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間当時、アルバイトのため健康保険被保険者証はもらっていなかった。」と回答しており、申立人は申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月17日から33年7月27日まで
② 昭和39年8月10日から同年10月25日まで
③ 昭和40年12月1日から41年5月1日まで

A社、B社及びC社（現在は、D社）で勤務していた各申立期間の記録が無い。いずれの事業所でも勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時、申立人が勤務していたとするA社に、申立人がアルバイトとして勤務していたと記憶する同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、A社の代表者を特定することができない。

さらに、前述の同僚は、「A社における厚生年金保険の取扱いは不明。」と供述している上、申立人は、A社における他の同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び従業員の供述から、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「当時の人事関係資料を保管していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、住所が特定できた元従業員27名に、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得の状況等について照会したところ、入社時期を回答したうちの4名は、入社後一定期間（2か月から15か月）経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当時、同社においてはすべての従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、雇用保険の加入記録における資格取得日が昭和40年12月11日であることから、同日から申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社は、「昭和63年にE社がC社を買収したが、買収以前に退職した従業員の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては確認することができない。」と回答している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、住所が特定できた26名に照会し回答の得られたうちの4名が、同社には試用期間があったことを記憶している。

さらに、申立人と同じく整備士として勤務していた同僚は、自身が記憶している入社日（昭和40年1月ごろ）から、一定期間経過後に厚生年金保険に加入（資格取得日は昭和41年5月1日）しており、申立人と同様に、入社日から厚生年金保険に加入していないことから、当時、同社においてはすべての従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、上記名簿から、昭和40年10月8日から41年4月30日までの期間に資格を取得している被保険者は確認できず、一方、41年5月1日付けで資格取得している被保険者は29名確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月ごろから37年4月ごろまで
② 昭和38年4月ごろから40年ごろまで
③ 昭和40年ごろから41年ごろまで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社（現在は、D社）に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。いずれにおいても勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたとしているが、当該事業所については、適用事業所名簿及びオンライン記録から、同一の事業所名で厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるすべての事業所において、当該期間当時に被保険者記録が認められる従業員及び事業主等に対し照会を行ったが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が主張する事業内容と一致する旨回答した者はいない。また、上記適用事業所における設立の経緯、事業内容及び企業系列等を調査したが、申立人の申立内容と一致する事業所は無く、申立事業所を特定できない。

また、商業登記の記録から、申立人が記憶している所在地において登記されているA社について調査したが、いずれも現在は登記地においてその所在を確認することはできない。

さらに、申立人がA社の関係会社である旨主張しているE社に対し、申立期間①当時にA社なる関連会社が存在したかどうかについて照会したところ、同社は、「資料は無く不明。」と回答している。

加えて、申立人が記憶する同僚の記録は、上記適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には確認することができない上、連絡先が不明なため、申立人の勤務状況に

ついて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社の元従業員の供述及び業務内容等に関する申立人の申立内容から、申立人は、勤務期間は特定できないが、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の当時の事業主の所在は不明であり、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等は得られない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録があり、所在の確認ができた従業員8名に照会を行ったところ、連絡の取れた7名のうち複数の者が、「申立人の職種は販売・集金・配達であった。申立人と同様の職種の者は厚生年金保険には入っていないようだ。」と供述している。

さらに、上記従業員は、「B社では常時新規の採用があった。」と供述しているところ、上記被保険者名簿においては同社が適用事業所となった昭和38年3月1日に資格取得した20名の者以外には、適用事業所となくなった日に至るまで新たに資格を取得している者はいないことが確認できる。

加えて、申立人が同僚であるとする者の記録は、上記被保険者名簿には確認することができないため、連絡先が不明であり、申立人の保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、上記被保険者名簿において、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、D社は、「当時の勤務記録及び厚生年金保険関係資料は廃棄済みである。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③に厚生年金保険の被保険者記録があり、所在の確認ができた従業員に照会を行ったが、申立人を覚えている者はいない。また、申立人は営業職であった旨主張しているところ、当時の複数の営業部門の役職者は「営業職においては、当時成績によって試用期間が延長されることがあり、その期間は厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、さらに、当時、営業職であったとする従業員は、「入社から資格を取得するまで12か月程度たっている。」と供述した者もいることから、当時同社では、すべての営業職員について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先が不明であり供述が得られないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年4月2日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の「経歴書」及び複数の同僚の回答から申立人が昭和26年4月からA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年10月1日であり、申立期間のうち同年4月1日から同年10月1日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の総務担当者は、「当時の事業主及び厚生年金保険事務担当者は既に亡くなっており、当時の書類が無いため勤務状況及び保険料控除については不明であるが、当時は試用期間があったと思われる。」と供述している。

さらに、A社と同社の関連会社であるC社の事業主は同一人であり、「両社の社会保険事務等については一括して行っていた。」と当時の役員は供述しているところ、申立人が一緒に入社したとしている同僚のうち、1名の女性従業員は、関連会社であるC社において、昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社及びC社に勤務していた同僚11人のうちの二人が、「A社及びC社には見習期間があり、その期間においては保険料の控除は無かったと思う。」と供述しており、申立人を含め女性従業員3名について、自身が記憶する入社日より厚生年金保険に加入するまでに2か月から12か月間の未加入期間があったことが認められることから、当時A社及びC社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入さ

せていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和33年3月31日から同年4月1日まで

A県のB町役場（現在は、C市役所）に任用され、B町立D小学校（現在は、C市立E小学校）で用務員として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。約1年間勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C市教育委員会から提出された「昭和33年辞令簿」から、申立人が昭和32年4月1日からB町立D小学校で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B町役場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同役場は昭和32年4月1日に適用事業所となっており、同日に資格を取得している者は1名のみであり、申立人を含め5名が同年6月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、上記5名のうちの1名は、「自分は、昭和31年6月からB町立E小学校で用務員として勤務していた。」と供述しており、他の同僚については連絡先不明のため勤務状況、厚生年金保険料控除について確認することができないが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票における上記5名の資格取得日は、上記被保険者名簿の資格取得日と一致している。

さらに、現在のC市役所の厚生年金保険事務担当者は、「当時の臨時職員についての試用期間の有無、厚生年金保険料控除について、それを証明する資料が無いため不明。」と回答しているほか、C市教育委員会の厚生年金保険事務担当者は、「証明するものは無いが、当時の通常取り扱いからすると試用期間があったと思う、また、その期間については保険料の控除は無かったと思われる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「時期ははっきりしないが、昭和33年4月ごろにB町立D小学校の勤務を辞めたはずである。」と主張しているものの、C市教育委員会から提出された「昭和33年辞令簿」には退任日の記載が無く、申立期間の勤務の確認ができない。

また、B町役場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同時期に資格取得している者が数名確認できるが、その勤務先はそれぞれ各1名ずつ町立小学校、中学校に配属され、申立人を知る者はおらず、申立人が申立期間②において勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、「保険料を控除されていたか否かについては不明。」と供述しており、申立人が記憶しているB町立D小学校の当時の上司2名について、C市立E小学校及び公立学校共済組合等に両者の確認をしたが、いずれも当時の資料が無く、これらの者の連絡先等が不明のため、申立人の勤務を確認することができない。

加えて、C市教育委員会の厚生年金保険事務担当者は「証明するものは無いが、本人の保険料負担を軽減するために月末を喪失日にしたと考えられる。したがって、昭和33年3月の保険料の控除はしていなかったと思われる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から35年9月1日まで
年金事務所からの記録照会の回答を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、倒産した会社からは脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和36年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から35年1月25日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。昭和34年7月及び同年8月は別の会社での加入記録はあるものの、申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び死亡した専務取締役（事業主の子）の妻の供述により、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び専務取締役は死亡しており、当時の総務担当者は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和29年8月1日から34年5月1日までの間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者がいない。

さらに、同僚の一人は、昭和31年から申立人と一緒に勤務したとしているが、上記の事業所別被保険者名簿によると、当該同僚は、申立人と同日の35年1月25日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が昭和31年4月9日に撮影したとする写真に写っている同僚3人は、上記の事業所別被保険者名簿により、いずれも34年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に専務取締役の命令で2か月ほどB社に手伝いに行ったとしているところ、昭和34年7月1日から同年9月1日まで、同社で厚生年金保険に加入している。しかし、同社の代表取締役は、従業員の名簿を保存しておらず、A社につ

いても知らないとしていることから、当該代表取締役から、申立人の申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から37年4月2日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に外務員として営業で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に外務員として営業で勤務したと申し立てている。しかし、オンライン記録では、A社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、34年4月から35年4月1日までは厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、A社の人事記録等は何も残っていないので、申立人の申立期間に係る勤務実態等は不明であるとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人を記憶している従業員は、「A社における外務員は、全員が昭和37年4月に厚生年金保険に加入しているはずである。」と供述しており、また、当時の同社人事担当は、「昭和35年当時に厚生年金保険に加入していたのは、C社からの事務方の出向者だけだと思う。営業担当で転籍になったのは普及員という方で、こちらは厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者資格を取得している従業員44人に照会し、自身の入社日と職種を回答している14人の厚生年金保険の加入状況を調査したところ、事務職8人全員は入社と同時に資格を取得しているが、営業職全員が入社日より1年以上後である申立人と同日の昭和37年4月2日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、A社における9人の同僚を記憶していたが、4人は連絡先不明で、

2人は死亡しており、3人に照会したものの、2人からは回答が得られず、ほかの1人は回答が困難な状態であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、C社に係る事業所別被保険者名簿について、昭和31年9月から37年3月までの被保険者記録を確認したところ、申立人の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から48年8月1日まで
A社(現在は、B社)C事務所に駐在員として昭和39年12月から42年2月まで勤務し、D造船所に同年4月から47年9月まで出向して勤務した。
昭和40年5月から同年9月まで標準報酬月額が4万5,000円であったものが、同年10月に1万8,000円に減額され、41年10月に2万円に訂正され、それ以降の47年9月に帰国した後も48年7月まで2万円と記録されている。
しかし、申立期間の標準報酬月額は、実際の報酬月額より大幅に低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及びオンライン記録から、申立人が、A社C事務所に駐在した期間及びD造船所に出向した期間を含めて、昭和35年11月から55年6月まで勤務し、継続して厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立期間に係る標準報酬月額は、40年10月から41年9月まで1万8,000円、同年10月から48年7月まで2万円と記録されている。

これに対し、申立人は、A社C事務所駐在中の昭和40年5月から同年9月までの標準報酬月額が4万5,000円であったものが、同年10月に1万8,000円、41年10月から2万円になっているのはおかしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間のうちA社C事務所駐在期間については、B社は、「当時の厚生年金保険の取扱いについて、賃金台帳等当時の資料が残っていないため詳細は不明だが、海外駐在員給与等取扱規程に基づき円建てで支払っていた内地手当を基礎として、国内における厚生年金保険の標準報酬月額としていたようである。保険料の本人負担分については本人給与から控除していたと推測される。」と回答している。

また、A社における海外駐在員給与等取扱規程（昭和40年9月16日改訂）によると、内地手当は、家族全員を駐在地に帯同する場合は、基準賃金の40パーセントを支給すると定められているところ、申立人は、「内地手当として家族全員を帯同していたので、基準賃金の40パーセントに当たる金額が日本にある自分の口座に支給されていた。」としている。

申立期間のうちD造船所に出向した期間については、B社は、「賃金台帳等当時の資料が残っていないため、詳細は不明である。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

これらのことから、当該期間にA社において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

申立期間のうち帰国後の期間については、B社は、D造船所から帰任した昭和47年9月から48年7月まで厚生年金保険の標準報酬月額が2万円と記録された根拠については、「当時の資料が残っていないため不明です。」と回答していることから、当該期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、D造船所から帰任した当該期間に係る厚生年金保険料の控除について覚えていないとしており、当時の給与明細書等は保持していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月1日から同年9月17日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社から派遣されてB博覧会に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用契約書及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社に契約社員として採用され、B博覧会に派遣されて勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主は当時の資料が無いので申立人の給与からの保険料の控除等について分からないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の事業主は、「個別の取扱いは分からないが、普通であれば保険料を控除していたと思う。ただし、手取り額が少なくなるので厚生年金保険の被保険者になるのを嫌がっていた者が10何人かいたと聞いている。」と供述している。

さらに、A社のB博覧会での現場責任者は、「基本的には厚生年金保険というよりは、病気になった場合に困るので健康保険には必ず加入するようにしていた。しかし、特例として学生又は親の扶養になっているような場合は加入していないことはありました。」と供述している。なお、申立人は、当時、同社で健康保険に加入していたかどうか分からないとしている。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の記憶している同僚14人のうち、9人は申立期間に厚生年金保険の加入記録はあるが、5人は申立期間に加入記録が無いことが確認でき、申立人は、これら5人の同僚のうち、2人は自身と同様の新卒者であったと思われるとしている。

これらのことから、A社では、契約社員としてB博覧会に派遣した従業員全員を厚生

年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 16 日から 44 年 6 月 10 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ寮に住んでいた同僚の供述及び従業員から提出された昭和 43 年 10 月 29 日の社員旅行の写真に申立人が写っていることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には訂正等の不自然な記載は確認できず、申立人と同日に7人の従業員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納していることが確認できるが、そのうち申立人を含む4人は上述の社員旅行の写真等から資格喪失後も同社に継続して勤務したことが推認できる。

しかし、当時の経理担当者は、「社会保険事務所（当時）から送付されてくる納入告知書の納付額と、給与から控除した厚生年金保険料の預り金の額を毎月確認していた。申立人と同じ喪失日である自分の厚生年金保険料は昭和 43 年 5 月分以降は給与から控除していない。」旨供述している。

さらに、A社では当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 21 日から 63 年 7 月 18 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では経理、社会保険の届出事務の担当として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間に経理及び社会保険の届出事務等の担当としてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人の申立期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 62 年 9 月 21 日、その処理日は同年 9 月 24 日と記録され、被保険者資格の再取得日は 63 年 7 月 18 日、その処理日は同年 7 月 19 日と記録されており、不自然さは見られない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、離職日が昭和 62 年 9 月 20 日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期と一致している。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間の4か月前より同社の事業主及び従業員二人の標準報酬月額が大幅に減額されていることが確認できる。このことについて事業主は、「会社の経営上の都合で自分と従業員の標準報酬月額を引き下げた。」旨供述しており、当時の従業員のうち一人は、同社の経営状況から、「自分から給与額を引き下げる相談をした。」旨供述していることから、申立人についても、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ったものと考えられ、厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと判断できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 27 日から 21 年 3 月 20 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に C 社 (現在は、D 社) から A 社へ転籍したが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の A 社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このため、申立人が記憶する申立期間当時の A 社における同僚及び同社 E 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、3 人から回答があり、従業員二人については、「申立人のことを知らない。」と回答しており、同僚一人については、申立人が C 社から A 社へ転籍したことを記憶していたが、転籍日は特定できず、申立人の申立期間に係る勤務を確認することができない。

また、C 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び A 社 E 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、C 社の資格喪失日及び A 社 E 工場の資格取得日が共に、申立人の記録と同日となっている従業員二人を確認でき、当該二人の従業員は、申立人の申立期間と同様に厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、C 社及び A 社 E 工場において、申立期間の被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が行われていたことがうかがえる。

さらに、C 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人を含め複数の従業員が昭和 20 年 8 月 27 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、D 社及び当該従業員のうち連絡が取れた 6 人は、いずれも当時の状況は不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年12月ごろまで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和26年12月ごろまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社は、昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から確認できる現在の代表取締役は、「申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については不明。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員5人については、既に死亡又は居所不明のため、同社における申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年4月27日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い金額になっているが、平成7年1月以降は、友人に会社の経営等を任せており、自分自身は厚生年金保険事務に関与していないので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月27日の後の同年7月7日付けで、さかのぼって、8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成3年7月9日に同社の代表取締役に就任し、8年6月1日の同社解散時まで引き続き同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成7年1月以降は友人に会社の経営等を任せていたと申し立てているところ、申立人は当該友人の連絡先等を記憶していないとしており、当該友人と連絡を取ることができず、A社の当時の従業員二人は、いずれも申立人が代表者及び会計事務担当者であり、申立人以外に厚生年金保険の届出事務手続きをできる者は考えられない旨供述している。

さらに、当時の従業員のうち一人は、同人が所持する給与明細書について、平成7年8月支給の給与までは申立人が作成していた旨供述している上、申立人自身もこれを認めており、当該給与明細書には厚生年金保険料控除額が記載されていることから、当時、A社の経営及び厚生年金保険事務にかかわっていないとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、平成7年1月以降は友人に代表者印を預けたので、厚生年金保険料の減額訂正処理に関与していないと主張しているものの、印鑑登録した別の代表者印は、申立人自身が管理していたことを認めており、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月14日から45年9月10日まで
A社に1年以上勤務していたにもかかわらず、同社の厚生年金保険の加入記録が昭和44年5月1日から同年8月14日までの約3か月間しか無いので納得できない。
申立期間について、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載された昭和44年5月1日から同年8月14日までの期間のほか、申立期間についても同社に勤務していた旨申し立てしているところ、雇用保険の加入記録から、申立人は、同年8月14日から52年10月27日までB社に勤務していることが確認でき、申立期間について、A社に勤務していたことは考え難い。

また、申立人はA社に1年以上勤務していた旨申し立てしているが、雇用保険の加入記録では、事業所名の記載は無いものの、昭和43年5月1日から44年8月13日までの約1年3か月間の記録が認められ、当該雇用保険の資格喪失日の記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載された申立人の被保険者資格喪失日の記録と一致していることから、申立人は、申立期間前の当該期間の約1年3か月間、同社に勤務していたものと推認される。

なお、上記の事業所別被保険者名簿によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和44年5月1日となっているが、このことについて、同社は、43年にC社を買収したものの、社会保険事務所（当時）に対する厚生年金保険適用事業所の変更に係る届出が遅れたものと思われる旨回答している。

さらに、A社及びB社は、「当時の関係資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除状況については不明。」と回答している。

加えて、申立人がA社に勤務する前に勤めていたC社及びA社に係る健康保険厚生年

金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に、昭和 44 年 5 月 1 日に C 社の被保険者資格を喪失し、同日に A 社の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員のうち、3 人から回答があったものの、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況を確認できる回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が A 社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から22年6月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険及び厚生年金保険の加入記録が無い。新たな被保険者記録の追加処理に伴い、平成20年5月20日付け「ねんきん特別便」において加入記録のあった申立期間について、その記録が取り消されたのは納得できないので、申立期間について労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成20年5月20日付け「ねんきん特別便」及びA社B工場の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社B工場において、昭和18年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年3月1日に資格を喪失していることが認められる。

また、オンライン記録によると、平成21年4月22日付けで上記資格取得日が昭和22年6月1日に訂正され、当該訂正期間と同月数の期間である32年10月1日から36年4月1日までの期間の記録が追加処理されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、昭和22年6月1日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、当初記録されていた昭和18年12月1日から22年6月1日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び上記被保険者名簿において、その根拠となった記録を確認することはできない。

以上のことから判断すると、平成20年5月20日付け「ねんきん特別便」において厚

生年金保険の加入期間であるとされていた期間の記録は、21年4月22日付けで記録が追加処理された昭和32年10月1日から36年4月1日までの期間の記録であったと考えるのが自然である。

一方、A社B工場の複数の元従業員による「当時、申立人がB工場で勤務していたのを覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことは推認される。

しかしながら、オンライン記録において、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和22年6月1日であることが確認できる元従業員は、「昭和14年ごろA社に入社した。」旨供述しているところ、A社の人事担当者は、「当時の人事関係資料は保存されておらず、当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の資格得喪及び保険料控除については不明である。」旨供述していることから、同社B工場における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の妻は、「A社B工場における申立人の資格取得日について、当初記録されていた昭和18年12月1日が取り消され、22年6月1日に変更されている理由を明確にしてほしい。」旨主張しているが、このことについて、C年金事務センターに照会したところ、「当該記録が取り消された具体的な理由は不明である。」旨回答しており、同事務センターは、その取消原因等をできる限り究明し、その旨申立人に対し説明すべきであるが、現時点では、これが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 31 年 3 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は、「当時、申立人が在籍していた記憶が無い。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の元代表者は、「当時の代表者から、申立人及び他の従業員一人を昭和 31 年 9 月に同時に入社させたことを聞いた記憶がある。」旨供述しており、このことは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む当該二人の従業員が同年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることから確認できる。

さらに、A社の代表者は、「当時の関係資料が残っていない。」旨供述している上、当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「A社の設立後、昭和 32 年 5 月ごろから申立人と共に勤務した記憶はあるが、申立期間において、申立人が同社に在籍していたかは記憶に無い。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月25日から同年7月12日まで
② 平成10年6月ごろから同年7月ごろまで
③ 平成11年7月9日から12年1月1日まで
④ 平成13年5月14日から同年11月18日まで

A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②、D社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から④までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出のあった人事記録から、申立人は、当該期間において、同社に在籍し、E社に派遣されていたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の人事担当者は、「当時は、厚生年金保険の加入対象者であっても、本人の希望等により、加入させないケースがあった。」旨供述している上、申立人は、「A社及びE社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

そこで、申立人が記憶するA社からE社に派遣された元同僚に照会したが、同人のA社における厚生年金保険の加入記録は、申立期間①の後の平成3年10月1日から5年6月10日までの期間であり、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

なお、オンライン記録によると、E社における申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、C社の現在の人事担当者は、「申立人の申立期間②における在籍は確認できない。」旨供述しており、派遣先のF社の人事担当者は、「申立人が派

遣社員として在籍した記録は確認できない。」旨供述していることから、申立人は、当該期間において、B社に在籍し、F社に派遣されていたことは確認できない。

また、申立人は、「B社及びF社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している上、「当時、B社からF社に派遣された元同僚はいなかった。」旨供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、オンライン記録によると、F社における申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間③については、C社の現在の人事担当者は、「当社の人事記録から、申立人は、平成11年7月27日から12年6月30日までD社に在籍し、当該期間においてG社に派遣されていた。」旨供述しており、申立人は、申立期間③の過半の期間において、D社に在籍し、G社に派遣されていたことは認められる。

しかしながら、C社から提出のあった申立期間③に係る人事記録の「社会保険等取得等の有無」欄の厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は、すべて「無」と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「D社及びG社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している上、「当時、D社からG社に派遣された元同僚はいなかった。」旨供述していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、オンライン記録によると、G社における申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間④については、C社の現在の人事担当者は、「当社の人事記録から、申立人について、平成13年5月14日から同年6月13日までの期間は、D社に在籍し、H社に派遣されており、また、同年6月18日から同年11月17日までの期間は、D社に在籍し、I社J支店に派遣されていた。」旨供述しており、申立人は、申立期間④において、D社に在籍し、H社及びI社J支店に派遣されていたことは認められる。

しかしながら、C社から提出のあった申立期間④に係る賃金台帳によると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、「D社、H社及びI社J支店から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している上、「当時、D社からH社及びI社J支店に派遣された元同僚はいなかった。」旨供述していることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、オンライン記録によると、H社及びI社J支店における申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①

から④までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年ごろから25年ごろまで

A市場の事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所では、夜間に荷受業務を行い、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA市場の事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、A市場の事業所の具体的な名称及び同僚を覚えていないことから、代表者及び同僚への照会ができず、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「当時、A市場の事業所から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

加えて、A市場と同地域の市場に所在し、当時、夜間に荷受業務も行っていたB社、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人を覚えている者はいない上、当該被保険者名簿において申立人の記録を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月20日から26年3月19日まで
② 昭和27年5月7日から28年5月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の人事担当者は、「当時のA社の関係書類が無く、申立人の申立期間①の在籍が確認できない。」旨供述している上、A社の複数の元従業員は、「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡し、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間①において、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会した際、「当社は、入社後すぐに厚生年金保険には加入させなかった。」旨供述しており、このことは、これら複数の元従業員の上記被保険者名簿における被保険者資格取得日が同人らが入社したと供述している時期の数か月間から1年経過後であることから確認できる。

申立期間②については、C社の元取締役は、「申立人の入社日は記憶に無いので、正確な勤務期間は分からない。」旨供述していることから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録によると、C社は、昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の元取締役は、「会社が適用事業所になる前に、厚生年金保険料を給与から控除することはない。」旨供述しているなど、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

さらに、C社の当時の代表者は既に死亡し、複数の元従業員は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、申立人は、「申立期間②においてC社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年2月6日まで

A事業主が所有するB丸に乗船した申立期間の船員保険の加入記録が無い。同船には昭和25年7月1日から継続して乗船し、申立期間中、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳において、「B丸に昭和25年7月1日雇入、27年2月6日に雇止」と記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間について、B丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、B丸の当時の船舶所有者は所在不明であり、また、申立人は、「当時、B丸には、船長、船長の長男及び甲板長の3人と一緒に乗船していた。」旨供述しているところ、同船の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、船長の被保険者記録が確認できるが、その他の者の記録は確認することができない。

また、船長の長男に照会したが、「当時、申立人が船員保険に加入していたか否か、船員保険料が給与から控除されていたか否かは覚えていない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において船員保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 21 日から 48 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を確認することができない。

また、A社の当時の代表者は、所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「A社から健康保険証を受領した覚えは無い。」旨供述している上、同社の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚への照会ができず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

加えて、オンライン記録によると、A社と同一名称の会社は、B県内で2社確認できるが、いずれも、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人が主張する所在地に存在しない上、これら同一名称の2社の代表者は、「申立人の在籍は一切確認できない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月ごろから同年5月ごろまで

申立期間について船員保険の加入記録が無い。無線通信士として漁船「A丸」に乗船し、待期期間を経て、B海域に漁に出たので、当該期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について約30トンの漁船「A丸」に乗船していたと申し立てているところ、当時の船長は申立人のことを覚えておらず、申立人も船長以外の乗組員の氏名を記憶していないため、申立人の勤務の状況等について確認することができない。

また、申立期間当時の船舶所有者は既に死亡しており、船舶所有者の長男である前述の船長は、「当時の資料は残っていない。」と供述していることから、申立期間当時の申立人に係る船員保険の届出、保険料の控除について確認することができない。

さらに、船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、「A丸」について適用事業所としての記録は確認できないほか、昭和31年9月1日から船員保険の加入記録がある、約60トンの「第5A丸」に乗船していた複数の乗組員に照会しても、「申立人のことは覚えていない。」と供述している。

加えて、総トン数が20トン以上30トン未満の漁船に乗船していた乗組員については、申立期間当時、船員保険の適用対象ではなく、昭和38年4月1日から船員保険の加入義務が生じており、申立期間当時、当該地域で船員保険の加入記録のある船舶は、いずれも総トン数が30トン以上であることがうかがえるほか、前述の船長の船員保険の加入記録も、申立期間当時の船員保険の記録は確認できず、約38トンの船舶において初めて船員保険に加入していることが確認できる。

なお、申立期間について、申立人が「A丸」に乗船していたことを確認できる船員手帳等の資料は無いほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月31日から同年3月31日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A基地に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和25年10月3日から当該基地において草刈り等の雑役作業員として勤務し、申立期間も倉庫の雑役作業員として引き続き勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基地に係る雇用管理の業務を引き継いだD防衛事務所は、「D防衛事務所（A基地）における厚生年金保険の記録では、申立人は昭和25年10月3日に資格を取得し、26年1月31日に資格を喪失していることが確認できる。また、この他の期間についての記録は見当たらない。」と回答しており、当該事務所の記録はオンライン記録と一致する。

また、申立人が記憶する同僚2名は既に亡くなっているほか、申立人が一貫して勤務していたとする昭和25年10月3日から26年3月31日までに、A基地において厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員16名に照会したところ10名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が当該基地において申立期間に継続して勤務していたことが確認できない。このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月27日から同年7月6日まで
申立期間についてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金同社に保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和31年11月12日から35年10月31日まで一貫して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和31年11月12日から35年10月31日まで一貫して勤務していたと申し立てしているところ、当時の事業主は既に亡くなっており、同社を合併した後継会社であるB社は、当時の人事記録を保管していない旨回答していることから、申立人が継続して勤務していたことが確認できない。

また、B社が保管する当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えによると、申立人は昭和35年7月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、現在の事業主は、「申立人は厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、改めて取得したものである。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に同様に厚生年金保険に再加入している従業員が申立人を含め5名確認できるが、そのうち2名は、「経営悪化を理由に事業所から言われて退職したが、事業所から連絡があり再就職した。」旨供述しており、ほかの1名は、「経営悪化を理由に事業所から言われて仕事を休んだ時期がある。厚生年金保険の手続きは事業所が正しく行っている。」旨供述していることから、同社では短期間のうちに厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続きを行っていたことがうかがえる。

加えて、A社の従業員21名に照会したところ16名から回答があり、うち2名は

「申立人を覚えているが、一貫して勤務していたかについては分からない。」旨供述していることから、申立人が継続して勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から37年2月1日まで

A社（現在は、B社）にトラック運転手として勤務した期間が厚生年金保険に未加入であることが分かった。しかし、当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、私だけが未加入なのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務したことは認められる。

しかしながら、A社は既に解散し、同社の元役員は、「従業員に係る資料は破棄した。」と供述しており、また、同社の合併先であるB社に照会したが、「平成以降の社員の記録しか保存していないので、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、前述の元役員は、「運転手はすぐ辞める人が多かったので、厚生年金保険の加入手続きをしなかった可能性がある。」と供述している。

さらに、前述の同僚は、「昭和34年7月か同年8月に入社しているが、厚生年金保険には35年2月に加入している。その間、保険料控除があったかは不明。」と回答しており、同社では入社日から相当期間経過後に資格取得手続きを行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人は「A社では日給月給制だった。」旨供述しているところ、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は「給与は定額制だった。」と供述していることから、申立期間当時、同社では従業員の処遇により厚生年金保険の加入状況が異なっていたことがうかがえる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、

申立人の記録が欠落したとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月1日から63年10月21日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額の記録が支給された給与額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から、昭和62年2月から同年9月までは約25万円、同年10月から63年9月までは約28万円の給与を支給され、それに見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されたと主張している。

しかし、申立人は、上記給与支給額を確認できる給与明細書等を所持していないため、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、申立期間について、A社から提出された、昭和62年分及び63年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険控除額の欄に記載された額を基に算出した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致している。

さらに、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額等の記録は、処理年月日も適正に処理されており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められず、当該記録に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から56年2月まで
② 昭和57年1月から61年9月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からの給与振込が確認できる通帳の写しを提出するので、両申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの振込が確認できる申立人名義の預金通帳の写し及び同社元従業員の供述から判断して、申立人は、申立期間①及び②のころに、レンタカーバスの運転手として、同社の仕事に従事していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していた同職種の従業員は、同社には時期により仕事の繁閑があり、申立人は忙しい時期に仕事に来ていたが、暇な時期には別の会社で働いていた様子で、同社の正社員ではなかったと思ふ旨供述しており、また、申立期間①及び②を通して、同社に事務職として勤務していた従業員は、申立人についての記憶はあいまいであるが、運転手の場合、掛け持ちで働く人もおり、このような人たちは正社員ではなく、社会保険にも加入していなかった旨供述している。

また、申立期間①の一部期間において、他社の雇用保険の被保険者期間が記録されているが、同社において申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主に対して、本件に関する問い合わせを控えてほしい旨申し出ているほか、同社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、当時の資料が無いため、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険加入手続について不明である旨回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある従業員に照会を行ったところ、

複数の従業員が申立人を記憶している旨回答しているものの、申立人の勤務期間を特定するまでには至らず、給与からの厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

なお、申立期間①及び②において、A社における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、同社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、厚生年金保険整理番号は連続しており、欠番や不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。